

平成28年定例会 健康福祉病院常任委員会

説明資料

頁数

《議案補充説明》

- 1 【議案第30号】三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案について・1
- 2 【議案第38号】三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 3 【議案第39号】幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 4 【議案第40号】興行場法施行条例の一部を改正する条例案について・・・・・・・・・・4
- 5 【議案第43号】三重県青少年育成条例の一部を改正する条例案について・・・・・・・・5
- 6 【議案第88号】三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 7 【議案第89号、議案第90号、議案第91号、議案第92号、議案第93号、議案第94号、議案第95号、議案第96号】
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴う関係条例の一部改正について・・7

《所管事項説明》

- 1 「『みえ県民カビジョン・第二次行動計画』（仮称）最終案に対する意見」への回答について・・10
- 2 みえ県民カビジョン・第二次行動計画（案）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・別冊
- 3 みえメディカルバレー構想第4期実施計画について・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 4 地域医療構想の策定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- 5 地方独立行政法人三重県立総合医療センター第二期中期目標（最終案）について・・・・18
- 6 三重県立一志病院のあり方について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
- 7 医師・看護職員確保対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
- 8 みえの子ども白書2016について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
- 9 「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の改訂について・・・・・・・・・・27
- 10 野外体験保育有効性調査について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
- 11 「三重県子どもの貧困対策計画」最終案について・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
- 12 包括外部監査結果に対する対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
- 13 各種審議会等の審議状況の報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・63

《別冊》

- (別冊1) みえ県民カビジョン・第二次行動計画《案》（健康福祉部関係分）
- (別冊2) 三重県地域医療構想の策定に向けて
- (別冊3) 地方独立行政法人三重県立総合医療センター第二期中期目標（最終案）
- (別冊4) 三重県立一志病院のあり方について
- (別冊5-1) みえの子ども白書2016 概要版
- (別冊5-2) みえの子ども白書2016
- (別冊6) 希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン 平成28年（2016）年3月改訂（案）
- (別冊7) 野外体験保育有効性調査結果の概要について
- (別冊8) 三重県子どもの貧困対策計画 最終案

平成28年3月8日 健康福祉部

1 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する 条例案について

1 介護保険法改正関係

(1) 改正理由

介護保険法の一部改正に伴い、地域密着型特別養護老人ホームに併設等された短期入所生活介護事業所に係る指定・指導監査等の事務を権限移譲するための規定を整理するため、「三重県の事務処理の特例に関する条例」の一部を改正するものです。

(2) 改正内容

介護保険法第8条の項ずれに伴い、同法を引用する地域密着型介護老人福祉施設に関する規定について、引用条文を「第8条第21項」から「第8条第22項」に改めます。

(3) 施行期日

平成28年4月1日

2 歯科技工士法改正関係

(1) 改正理由

歯科技工士法の一部改正により、歯科技工士国家試験に係る試験事務および歯科技工士名簿への登録に係る事務について、厚生労働大臣が指定する指定登録機関および指定試験機関が当該事務を行うこととなりました。

これに伴い、県から四日市市へ移譲していた事務の一部についても、指定登録機関および指定試験機関が行うこととなることから、「三重県の事務処理の特例に関する条例」の一部を改正するものです。

(2) 改正内容

四日市市へ権限を移譲している事務の一部を削除します。

(3) 施行期日

公布の日

2 三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（以下「基準省令」という。）の一部改正等に鑑み、規定を整備するものです。

2 主な改正内容

(1) 小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例についての規定追加

厚生労働省関係構造改革特別区域法に基づく構造改革特別区域計画の認定を受けた地域においては、障がい者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立訓練を利用することが困難な場合に、介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所等*が自立訓練を提供することができるとされていました。

今般、厚生労働省関係構造改革特別区域法に係る省令の特例に関する措置を定める省令の改正を受けて基準省令が改正され、認定を受けていない地域においても指定小規模多機能型居宅介護事業所等が基準該当自立訓練*として自立訓練を提供することができることとなります。

この基準省令の改正に鑑み、小規模多機能型居宅介護事業所等が、基準該当自立訓練（機能訓練・生活訓練）を提供できるように規定を整備するものです。

※指定小規模多機能型居宅介護事業所等（介護保険法の制度）

◎小規模多機能型居宅介護事業所

「デイサービス」を中心に「訪問」や「ショートステイ」を組み合わせ、本人の心身の状況や希望に応じて支援を行う。

◎看護小規模多機能型居宅介護事業所

小規模多機能型居宅介護事業所での「デイサービス」や「ショートステイ」に加え、医療ニーズへの対応が必要な利用者に対して、訪問看護など医療行為を含めた支援を行う。

※基準該当自立訓練

障害者総合支援法に基づく、指定障害福祉サービスの基準は満たしていないものの、介護保険事業所の基準を満たし、市町村が認めた事業所が障がい者を受け入れ、機能訓練や生活訓練を実施した場合、基準に該当する自立訓練として特例介護給付費が支給される。

(2) その他規定の整備

3 施行期日

平成28年4月1日

3 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

「内閣府・文部科学省・厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令」（以下「特区省令」という。）の施行に鑑み、幼保連携型認定こども園の設備の基準の特例に関する規定を整備するものです。

2 改正内容

現行の条例においては、幼保連携型認定こども園の満3歳以上の園児への食事の提供について、外部搬入方式により行うことができる旨を定めています。

今般、特区省令に基づき、構造改革特別区域における公立の幼保連携型認定こども園の満3歳未満の園児への食事の提供についても、外部搬入方式により行うことができるよう条例を改正します。

3 施行期日

公布の日

4 興行場法施行条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

「女性活躍加速のための重点方針2015」の決定等に鑑み、興行場の構造設備に関する規定を整備するものです。

2 改正内容

興行場の設置の場所又はその構造設備に係る基準を次のとおり改正します。

- (1) 喫煙室を設ける場合は、出入口から離れた場所へ設置したうえで、たばこの煙が室外へ流れ出ない構造とすることとします。
- (2) 男性用便器と女性用便器については、興行場の業種、規模及び用途並びに男女別の利用者数等を考慮した数とすることとします。
- (3) 興行場の設置の場所又はその構造設備につき許可を与える場合、当該興行場の特性に応じ、公衆衛生上支障がないと認められる範囲で、基準の一部を緩和もしくは適用しないことができることとします。
- (4) 条例施行の際、既に許可を受けている興行場等については、次の改築や増築等の工事を行うまでは、上記事項の(1)及び(2)を適用しないものとします。

3 施行期日

公布の日

5 三重県青少年健全育成条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（以下「法」という。）の一部改正に鑑み、規定を整備するものである。

2 改正内容

法改正により、条例で引用している営業区分が下表のとおり変更されるため、法の新たな営業区分に基づき、青少年に対し営業の客となるよう勧誘する行為を禁止する規制対象を旧2号営業から**新1号営業に変更**します（キャバレーが新たに対象に追加されます。）。

（法第2条第1項の改正箇所新旧対照表：条例引用部分抜粋）

新	旧
1号 キャバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業	1号 キャバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業
	2号 待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）

※旧1号・2号は、客にダンスをさせるか否かで区分されていましたが、法改正によってダンスの有無が不問となり、統合されます。

※旧2号の「待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業」とは、接待を伴う営業であり、ホストクラブ、キャバクラ等をいう。

3 パブリックコメントの状況

- (1) 実施時期 平成27年12月10日～平成28年1月12日
- (2) 寄せられた意見 なし

4 施行期日

平成28年6月23日

※法の一部を改正する法律の施行日に合わせて施行

6 三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（以下「基準省令」という。）の一部改正に鑑み、規定を整備するものです。

2 改正内容

地域において障がい児が、障害児通所支援のサービスが提供されていないことなどにより当該サービスを受けることが困難な場合に、介護保険法に基づく指定通所介護事業所で提供される一定の要件を満たすサービスを、基準該当児童発達支援又は基準該当放課後等デイサービス*とみなして、障がい児が利用できることになっています。

今般、介護保険法における通所介護事業所のうち、利用定員18人以下の小規模型の通所介護事業所は、指定居宅サービス等事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、市町村指定の地域密着型サービスの「地域密着型通所介護事業所」に移行します。

これを受けて基準省令が改正され、地域密着型通所介護事業所において、基準該当児童発達支援又は基準該当放課後等デイサービスを障がい児が利用できるようになります。

この基準省令の改正に鑑み、地域密着型通所介護事業所が、基準該当児童発達支援又は基準該当放課後等デイサービスを提供できるように規定を整備するものです。

※基準該当児童発達支援又は基準該当放課後等デイサービス

児童福祉法に基づく、指定障害児通所支援の基準は満たしていないものの、介護保険事業所等の基準を満たし、市町村が認めた事業所が障がい児を受け入れ、支援を実施した場合、基準に該当する児童発達支援又は放課後等デイサービスとして特例障害児通所支援給付費が支給される。

3 施行期日

平成28年4月1日

【議案補充説明】 議案第89号、議案第90号、議案第91号、議案第92号、
議案第93号、議案第94号、議案第95号、議案第96号

7 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴う関係条例の一部改正について

1 改正理由

小規模な通所介護の地域密着型サービスへの移行に伴い、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令等が一部改正されたことから、関係条例の一部改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 【議案第89号】

三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

ア 介護保険法第8条の項ずれに伴い、引用箇所の整理を行う。

(2) 【議案第90号】

三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

ア 介護保険法第8条の項ずれに伴い、引用箇所の整理を行う。

(3) 【議案第91号】

三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

ア 地域密着型サービスに移行する指定療養通所介護に係る基準条項を削る。

イ 「指定地域密着型通所介護事業所」の創設に伴い、基準該当短期入所生活介護事業所に併設されなければならない事業所として「指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

ウ 「指定地域密着型通所介護」の創設に伴い、特定施設入居者生活介護において、受託居宅サービス事業者が提供する受託サービスの種類に、「指定地域密着型通所介護」を加える。

エ 「指定地域密着型通所介護」の創設に伴い、特定施設入居者生活介護において、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が、事業の開始に当たって、委託契約を行わなければならない事業のうち、「指定通所介護」に「指定地域密着型通所介護」を加える。

オ 介護保険法第8条の項ずれに伴い、引用箇所の整理を行う。

(4) 【議案第92号】

三重県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

ア 介護保険法第8条の項ずれに伴い、引用箇所の整理を行う。

(5) 【議案第 93 号】

三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

ア 介護保険法第 8 条の項ずれに伴い、引用箇所を整理を行う。

(6) 【議案第 94 号】

三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

ア 介護保険法第 8 条の項ずれに伴い、引用箇所を整理を行う。

(7) 【議案第 95 号】

三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

ア 介護保険法第 8 条の項ずれに伴い、引用箇所を整理を行う。

(8) 【議案第 96 号】

三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案

ア 介護予防特定施設入居者生活介護において、受託介護予防サービス事業者となる事業者者に「指定地域密着型サービス事業者」を加える。

イ 「指定地域密着型通所介護」の創設に伴い、介護予防特定施設入居者生活介護において、受託介護予防サービス事業者が提供する受託サービスの種類に、「指定地域密着型通所介護」を加える。

ウ 「指定地域密着型通所介護」の創設に伴い、介護予防特定施設入居者生活介護において、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が、事業の開始に当たって、委託契約を行わなければならない事業のうち、「指定通所介護」に「指定地域密着型通所介護」を加える。

エ 「指定地域密着型通所介護」の創設に伴い、介護予防通所介護に関する経過措置に関する附則の改正を行う。

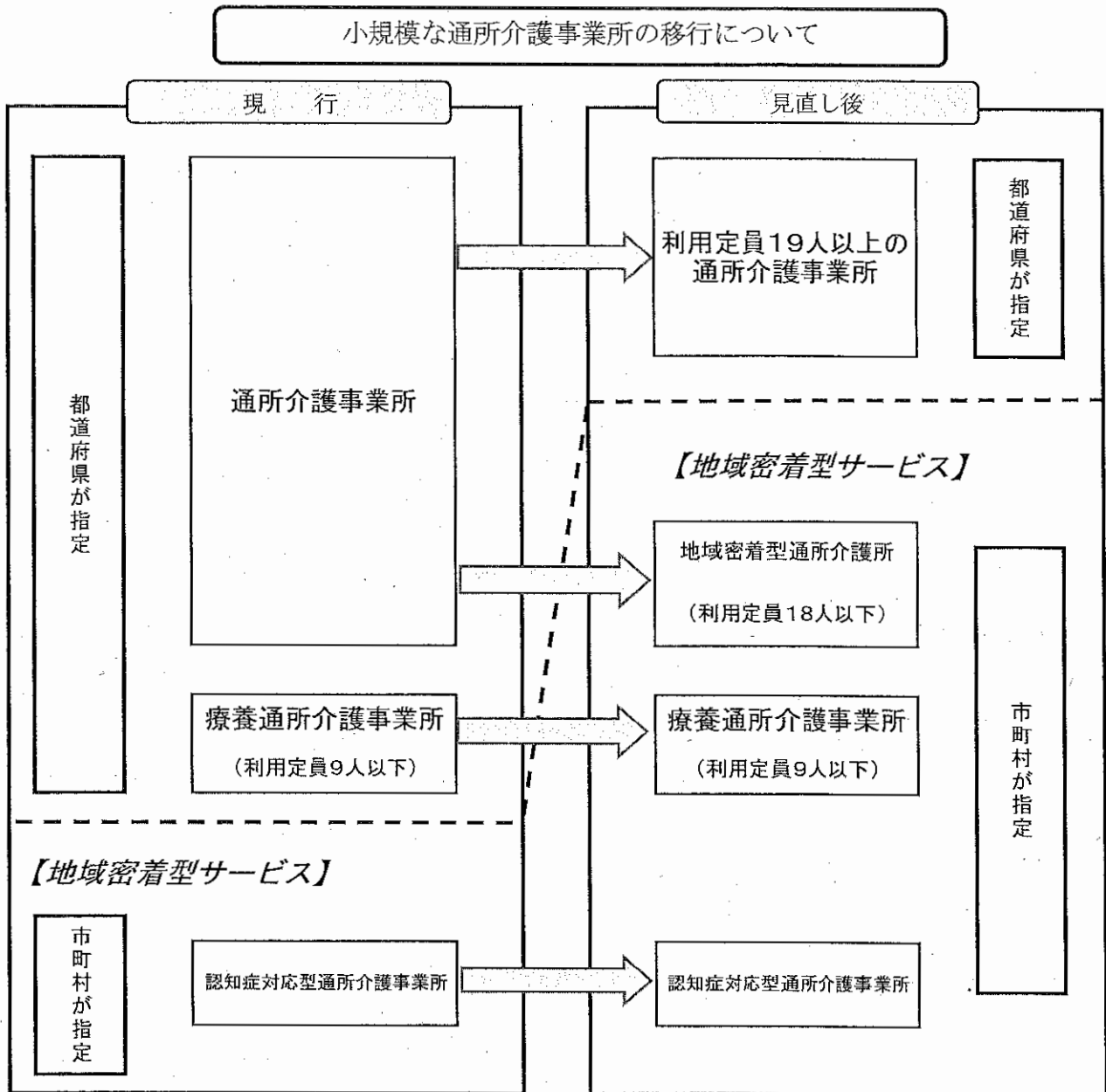
3 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

小規模な通所介護事業所の地域密着型サービス等への移行（全体像）

小規模な通所介護事業所(利用定員18人以下)については、少人数で生活圏域に密着したサービスであることを踏まえ、地域との連携や運営の透明性の確保、また、市町村が地域包括ケアシステムの構築を図る観点から整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があるため、平成28年4月1日から地域密着型サービスに移行します。

利用定員9名以下である療養通所介護事業所は、地域密着型サービスへ移行します。



1 「『みえ県民力ビジョン・第二次行動計画』(仮称)《最終案》に対する意見」への回答

健康福祉病院常任委員会

施策番号	施策名	主担当部局	委員会意見	回答
121	地域医療提供体制の確保	健康福祉部	<p>県民指標の地域医療安心度指数は分かりにくく、指数を構成するアンケート項目のうち「地域医療に対する理解度」については、意図する理解度を示すのに有効なのか疑問が残る。</p> <p>地域医療における医師の確保数や全国比較した診療科別の数値など、医師の地域偏在、診療科目間偏在の解消をめざした具体的な実数を県の活動指標に掲げて取り組むことも要望する。</p>	<p>県民指標については、アンケート項目の設問を工夫をするなど、より県民の安心感を捕捉できる指標とするとともに、できるかぎりわかりやすく説明をするよう努めてまいります。</p> <p>また、医師確保については、これまで医師修学資金貸与制度などの取組を進めてきた結果、段階的な医師数の増加が見込まれてきましたが、一方で医師の地域偏在は依然解消されない状況であることから、委員会意見をふまえ、基本事業12102「医療分野の人材確保」の活動指標に「保健医療圏別人口あたり病院勤務医師数乖離度」を追加設定し、医師の地域偏在の解消に努めてまいります。</p>

3 みえメディカルバレー構想第4期実施計画について

1 要 旨

みえメディカルバレー構想は、医療・健康・福祉産業（ヘルスケア産業）を戦略的に振興することにより、本県の地域経済を担う新たなリーディング産業の創出と集積を図るとともに、医療・健康・福祉に関連した質の高い製品やサービスを供給できる地域づくりをめざして、平成14年2月に県が策定し、同年4月から「みえメディカルバレー構想」として、様々な事業を産学官民で実施しています。

本構想を推進するため、みえメディカルバレー推進代表者会議*（会長：三重大学学長）が主体となって、第1期実施計画（平成14～19年度）、第2期実施計画（平成20～22年度）及び第3期実施計画（平成24～27年度）を策定し、産学官民が連携して事業を展開してきました。

これまで取り組んできた基盤や成果をもとに、さらなる展開を図るため、第4期実施計画を策定し、平成28年度から事業を展開していきます。【別図】

※みえメディカルバレー推進代表者会議

三重県内の7大学3高専の学長、医療関係団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、作業療法士会）の会長、企業の代表者、県等で構成する産学官民の会議体組織。みえメディカルバレーを推進する事業の基本方針や関係機関、組織の調整及び連携に関することを協議。

2 第3期実施計画の取組

第1期、第2期の取組で確立したさまざまなネットワーク等の基盤のもと、第3期実施計画を「成長期」として位置付け、「ライフイノベーションの推進」に注力し取組を進めてきました。特に平成24年7月、国から「みえライフイノベーション総合特区」の指定を受け、研究開発支援拠点として県内7カ所に設置したMieLIP（みえライフイノベーション推進センター）を核に、製品やサービスの開発に取り組み、多くの成果が生み出されるとともに、県内医療機関の医療情報を収集した「統合型医療情報データベース」が構築されました。

今後は、MieLIPや統合型医療情報データベースを活用した新たな医薬品や医療機器等の開発が期待されています。

3 第4期実施計画（案）の概要

（1）実施期間

平成28年度から31年度（4年間）

（2）めざす姿

第3期までに確立した基盤やMieLIP等研究開発支援拠点を基に、成長産業であるヘルスケア産業に対して、攻めの取組を行うことにより、第4期実施計画を新たな製品やサービスを次々に創出させる「開花期」として位置付け、めざす姿を「みえヘルスケアインダストリー4.0」と称して取組を進めます。

めざす姿：みえヘルスケアインダストリー4.0*

高齢化に伴う多様な健康需要に対して、本県が持つ高度なものづくり技術や人材など地域が保有する豊富な資源、産学官民金連携の支援基盤等の強みを発揮し、ライフイノベーションを推進することにより、ヘルスケア産業の優れた製品・サービスが創出され、県民の豊かさに貢献しています。

※「みえヘルスケアインダストリー4.0」とは、産業の大きな変革の時期を迎え、みえメディカルバレー構想第4期実施計画を着実に推進することで、第4次産業革命にも対応しつつ、メディカルバレーの取組を開花させるイメージを表現したものです。

(3) 基本方向

めざす姿を実現するため、第3期実施計画での課題や企業等のニーズをふまえ、次の3つの基本方向を柱として戦略的な取組を展開します。

- ヘルスケア産業の連携基盤の充実・強化
- 医薬品・化粧品・医療機器・食品等産業の競争力強化
- 新たな健康需要に対応するヘルスケア産業（次世代ヘルスケア産業）の創出

(4) その他

今年度策定される「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略 改訂版」や「みえ産業振興戦略」の改訂との整合を図るとともに、現在、国が検討している総合特区制度の見直しに伴う「みえライフイノベーション総合特区」の次期計画を見据え、第4期実施計画の策定を進めています。

4 今後の予定

- 3月 8日（火）健康福祉病院常任委員会にて報告
- 16日（水）みえライフイノベーション総合特区推進本部会議にて報告
- 29日（火）みえメディカルバレー推進代表者会議にて、実施計画を確定

みえメディカルバレー構想 実施計画の推移と

第4期実施計画（案）のめざす姿

基本理念

地域資源を有効に活用し、競争力のある医療・健康・福祉産業の振興に取り組み、活力ある地域づくりと県民の健康と福祉の向上をめざします。

第4期実施計画
(平成28年度～31年度)
開花期

第3期実施計画
(平成24年度～27年度)
成長期

第2期実施計画
(平成20年度～22年度)
基盤整備期

第1期実施計画
(平成14年度～19年度)
立ち上げ期

【めざす姿】

「みえヘルスケアインダストリー4.0」

高齢化に伴う多様な健康需要に対して、本県が持つ高度なものづくり技術や人材など地域が保有する豊富な資源、産学官民金連携の支援基盤の強みを発揮し、ライフィノベーションを推進することにより、ヘルスケア産業の優れた製品・サービスが創出され、県民の豊かさに貢献しています。

【基本方向】

- 1 ヘルスケア産業の連携基盤の充実・強化
- 2 医薬品・化粧品・医療機器・食品等産業の競争力強化
- 3 新たな健康需要に対応するヘルスケア産業（次世代ヘルスケア産業）の創出

総合特区の後継事業の展開（H29年度～）

【めざす姿】

県内各地域で医療・健康・福祉分野の先進的な取組が行われ、産業が活性化しています。

医療・健康・福祉分野の産学官民連携の基盤を活用し、本分野で活用される製品やサービスが次々に生み出されています。

みえメディカルバレープロジェクトで生み出された製品やサービスを県民が享受し、健康な生活を送り、福祉の充実につなげています。

【基本方向】

- 1 産学官民連携の充実
- 2 技術力・地域力の充実
- 3 みえライフィノベーションの推進
- 4 情報発信・収集の充実

総合特区
(H24.7指定～H28年度)

【めざす姿】

産学官民が連携しながら、それぞれが自立的な取組を展開するパートナーシップを維持し、そこから次々にイノベーションが生み出され、医療・健康・福祉産業が活性化されています。

【基本方向】

- 1 産学官民連携によるネットワークの充実・拡大
- 2 メディカル分野の人材の確保・育成
- 3 統合医療・予防医学を推進するための体制づくり
- 4 技術力向上・製品開発の支援
- 5 推進体制の充実

【基本方向】

- 1 産学官民連携の促進
- 2 研究開発・技術開発の促進
- 3 創業・新事業創出の支援
- 4 企業誘致戦略の推進
- 5 医療・健康・福祉サービス分野の高度化と効率化
- 6 情報提供の充実
- 7 推進体制の整備
- 8 人材の確保・育成

第1期で培った人的ネットワーク等を基に基盤整備の確立を図り「メディカルバレー構想」実現に向けた礎を築く。

第2期で築いた基盤を活用し、様々な製品やサービスを創出すべく技術力・地域力等の充実と特区を活用したライフィノベーションの推進を図る。

第3期で注力したライフィノベーションの推進により構築した製品・サービスの開発基盤を基に、成長産業であるヘルスケア産業に対して、攻めの取組を行っていくために、ターゲットを絞り、具体的、戦略的な取組を進める。

第4期でめざす姿

高齢化に伴う多様な健康需要に対して、本県が持つ高度なものづくり技術や人材など地域が保有する豊富な資源、産学官民金連携の支援基盤の強みを発揮し、ライフィノベーションを推進することにより、ヘルスケア産業の優れた製品・サービスが創出され、県民の豊かさに貢献しています。

1 ヘルスケア産業の連携基盤の充実・強化

- ①県内医療・福祉機関等が参画した実証フィールド体制の構築
- ②医療・福祉現場等二重収集の取組促進
- ③MieLIP等の取組促進
- ④国内・海外連携のさらなる拡充
- ⑤産学官民金の交流や連携による企業育成
- ⑥産学官民金による取組評価
- ⑦ヘルスケア産業分野の支援人材の発掘・育成

2 医薬品・化粧品・医療機器・食品等産業の競争力強化

- ①医薬品・化粧品・医療機器・食品メーカー等の成長段階に応じた企業支援
- ②戦略的企業連携・誘致の促進
- ③革新的な医薬品、戦略的医療機器及び高付加価値な機能性食品等の創出
- ④競争力強化に必要な人材の発掘・育成

3 新たな健康需要に対応するヘルスケア産業(次世代ヘルスケア産業)の創出

- ①次世代ヘルスケア産業の創出
- ②国内産薬用植物供給の促進
- ③科学的根拠に基づいた健康住宅の開発促進
- ④次世代ヘルスケア産業創出に必要な人材の発掘・育成

より具体性を示した基本方向を策定

第3期における成果

- MieLIP設置を契機とした県内各地での製品・サービスの開発促進
- 国内外企業、自治体と連携した取組の展開
- 医療情報DBの構築、参加医療機関の拡大
- 医療・健康・福祉分野の製品・サービス開発取組実績数(累計) : 48件(H24～H27)
- 治験受入件数 : 129件(H24～H26)
- 企業立地・第2創業数 : 32件(H24～H26)

ライフィノベーションの推進による製品・サービスの開発基盤が確立

第3期における課題

課題1
ヘルスケア産業を支える基盤体制の強化が必要

県内の企業、大学、MieLIP等の連携体制が企業のニーズや市場性に応じて総合的な支援が実施できる体制・人材を強化することが必要

課題2
医薬品、医療機器等の競争力強化が必要

ヘルスケア産業の主力である医薬品、医療機器等について、高付加価値な製品開発や販路拡大等の競争力強化が必要

課題3
新たな健康需要に対応した製品・サービスの創出が必要

新たな健康需要に対して、地域資源、ICT技術等を活用し、三重県発の新たな製品・サービスを創出することが必要

4 地域医療構想の策定について

1 進捗状況

地域医療構想の策定に向けて、平成27年7月から12月上旬にかけて、地域医療構想調整会議（県内8区域において各3回）において議論を行ってきたところ、策定には至っていませんが、各区域の現状や医療提供体制のあり方について「三重県地域医療構想の策定に向けて」という形で整理しました。

さらに、平成27年12月22日（火）から平成28年1月20日（水）にかけて「三重県地域医療構想の策定に向けて」についてパブリックコメント（結果概要は次頁のとおり）を実施し、広く県民の皆様からも意見を求めた上で、平成28年2月中旬から3月上旬にかけて第4回地域医療構想調整会議を開催し、今後の進め方等について議論を行っているところです。

2 今後の対応

厚生労働省から提供される8つの構想区域ごとの推計ツールに基づく医療需要推計、病床機能報告、医療機関ごとの患者の受入状況にかかるデータ等をもとに、地域における医療機能の分化・連携及び医療資源の有効活用のあり方について検討を行います。

引き続き、地域の関係者と丁寧に議論を進め、地域の特性・実情をふまえた地域医療構想を平成28年度中に策定します。

【今後の予定】

平成28年	3月	厚生労働省から推計ツール提供 平成27年度病床機能報告のデータ公表 県医療審議会への検討状況の報告
平成28年	5月	推計等に基づき、地域医療構想調整会議等で検討 (～平成29年2月)
平成28年	12月	県医療審議会による地域医療構想(中間案)検討 地域医療構想(中間案)を健康福祉病院常任委員会で説明
平成29年	1月	パブリックコメントの実施
	3月	地域医療構想(最終案)を健康福祉病院常任委員会で説明 県医療審議会による地域医療構想(最終案)の審議

「三重県地域医療構想の策定に向けて」に関するパブリックコメントの結果概要について

1 意見募集の期間

平成27年12月22日（火）から平成28年1月20日（水）まで（30日間）

2 周知方法

- (1) 記者クラブ等への資料提供
- (2) 三重県ホームページ
- (3) 医務国保課及び三重県情報公開・個人情報総合窓口での資料配布
- (4) 県内保健所での資料配布

3 意見募集の結果

44名から67件のご意見をいただきました。その内容について、次のとおり整理・分類しました。

(1) 意見提出の方法

郵 送	ファクシミリ	電子メール	合 計
4名	13名	27名	44名

(2) 項目別延べ意見件数

項 目	意見件数
全般	5
総論 第1章 地域医療構想の基本的な考え方 3 策定の基本的な考え方	1
総論 第1章 地域医療構想の基本的な考え方 5 策定体制等	5
総論 第2章 三重県における医療政策の基本方針 2 医療政策の基本方針	6
総論 第3章 地域医療構想の推進 2 2025年の医療需要と必要病床数	16
総論 第3章 地域医療構想の推進 3 各施策の検討状況	12
総論 第3章 地域医療構想の推進 4 地域医療介護総合確保基金の活用	1
各論（全般）	2
各論 第1章 桑員区域地域医療構想	1
各論 第4章 津区域地域医療構想	1
各論 第7章 伊勢志摩区域地域医療構想	14
各論 第8章 東紀州区域地域医療構想	3
計	67

(3) 対応状況

対応区分	件数
① 「三重県地域医療構想の策定に向けて」に反映するもの	1
② 今後の地域医療構想の策定過程において取り組んでいくもの	48
③ 既に取り組んでいる（反映している）もの	0
④ 取り組む（反映する）ことは難しいが今後の検討課題や参考とするもの	0
⑤ 取り組む（反映する）ことが難しいもの	2
⑥ その他（感想、質問など①～⑤に該当しないもの）	18
計	69

※ 1件の意見に対して、複数の対応区分があるため、計は意見件数と一致しません。

(4) 主な意見とこれに対する県の考え方

区分	件数	主な意見（上段）とこれに対する県の考え方（下段）	
1 推計 方法	3	主な意見	（平成37（2025）年の医療需要推計に対する必要病床数が、病床機能報告制度により報告された平成26（2014）年の病床数（県計の稼働病床数）より2,200床程度少ない状況について、）考え方がよくわからない。
		県の考え方	必要病床数の算定方法については、より詳細に記載することといたします。 未稼働病床については、医療資源の有効活用の観点から、今後、地域医療構想調整会議において検討していきたいと考えています。
2 病床数 削減	15	主な意見	医療は、安心・安全な生活をする上で欠かすことのできない基盤であり、地域医療構想調整会議での議論と各医療機関の自主的な取り組みを尊重するとともに、国のデータに基づく一元的な病床数の削減等を行わないようにして下さい。
		県の考え方	本県では、地域医療構想の策定過程において、地域のあるべき医療提供体制の議論を優先して進めていくこととしています。引き続き地域医療構想調整会議において、地域の関係者による丁寧な議論により策定していきたいと考えています。
3 在宅 医療	3	主な意見	医療区分の変更で、「在宅医療等」に、20,000人を超える「患者」を想定しているが、それを支える「在宅療養支援診療所・病院」が、不足しているなかで現実的な目標とはなりえないのではないかと。病床削減の計画の前に、医師不足・看護師不足の抜本的な解消と、救急医療も含めて、在宅を支える医療系サービスの充実を先に進めるべきではないでしょうか。
		県の考え方	在宅医療体制の充実については、三重県在宅医療推進懇話会において、在宅医療フレームワーク（在宅医療体制の整備に必要な構成要素）の分析を進めています。今後は、これらのデータや、サービス付き高齢者向け住宅の整備状況などの介護関係データ等をもとに、地域医療構想調整会議において議論を重ね、在宅医療の全県的な底上げを図ってまいりたいと考えています。

	区分	件数	主な意見（上段）とこれに対する県の考え方（下段）	
4	地域包括ケア	2	主な意見	「地域包括ケアシステム」の構築と在宅医療体制の整備についても具体的にどのように「並行」的にリンクさせていくかがもっと明示されるべきではないでしょうか。
			県の考え方	地域医療構想は、地域包括ケアシステムの構築も見据え、地域医療構想調整会議委員として市町に参画いただくとともに、「みえ高齢者・元気がやきプラン」とも整合性を図りつつ、地域の実情に応じた医療提供体制となるよう、策定を進めてまいります。
5	医療従事者	13	主な意見	重要課題である医師・看護師をはじめとする医療従事者の確保について、これまで以上に主導的役割を担い、精力的に取り組むことを期待します。
			県の考え方	本県では、医療従事者の確保が引き続き極めて重大な課題です。県として関係者とも連携しながら、各種の取組により医療従事者の県内定着を図っていききたいと考えています。
6	住民参画	5	主な意見	調整会議に住民の代表が参加していない「医療圏」もあり、すべての調整会議に、住民代表の参加を進めるべきと考えます。また、県民の医療にかかわる重大な計画だけに、計画の策定・決定の前に、県民に繰り返し、広く知らせることも重要と考えます。
			県の考え方	地域医療構想調整会議における住民委員については、当該構想区域の市町とも協議のうえ、全構想区域で参画していただけるよう、検討していききたいと考えています。 また、地域医療構想の策定前には、内容を周知してまいりたいと考えています。
7	公立病院	4	主な意見	各公立病院の設立された経緯や歴史を考えたうえでの、三重県地域医療構想の策定をお願いします。各構想区域で病床転換や削減を行なうにおいて、公立病院側の意見を十分に聞いた上で公立病院にばかり偏ることがないように、慎重な検討をお願いします。
			県の考え方	地域医療構想の策定については、地域における将来の医療需要を見据えるとともに、公立病院等の役割に留意しつつ、引き続き地域医療構想調整会議において、地域の関係者による丁寧な議論を重ね、地域の実情に応じた体制を構築していききたいと考えています。

【所管事項説明】

5 地方独立行政法人三重県立総合医療センター 第二期中期目標(最終案)について

1 中期目標の内容

(1) 目標期間

平成 29 年度から 33 年度(5 年間)

(2) 目標策定の基本的な考え方

第二期中期目標の策定にあたっては、地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会(以下「評価委員会」という。)による第一期中期目標期間中の「業務実績に関する評価結果」等から明らかになった課題等をふまえることとします。また、急速に変化している医療環境などを念頭に、第二期中期目標期間中に重点的に取り組むべき事項を反映します。

(3) 目標項目

- ・ 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- ・ 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- ・ 財務内容の改善に関する事項
- ・ その他業務運営に関する重要事項

2 パブリックコメントの状況

(1) 実施時期 平成 27 年 12 月 21 日～平成 28 年 1 月 21 日

(2) 寄せられた意見 なし

3 中間案からの変更点

なし

4 中期計画の認可

中期目標策定後、設立団体の長(知事)は、これを地方独立行政法人三重県立総合医療センター(以下「法人」という。)に指示します。指示を受けた法人は地方独立行政法人法第 26 条の規定に基づき、中期目標を達成するための具体的な取組内容を記載した中期計画を作成し、設立団体の長(知事)の認可を受ける必要があります。

また、中期計画の認可にあたっては、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならないこととなっています。

5 今後の予定

平成 28 年 6 月 中期目標の議案提出(議決後法人に指示)

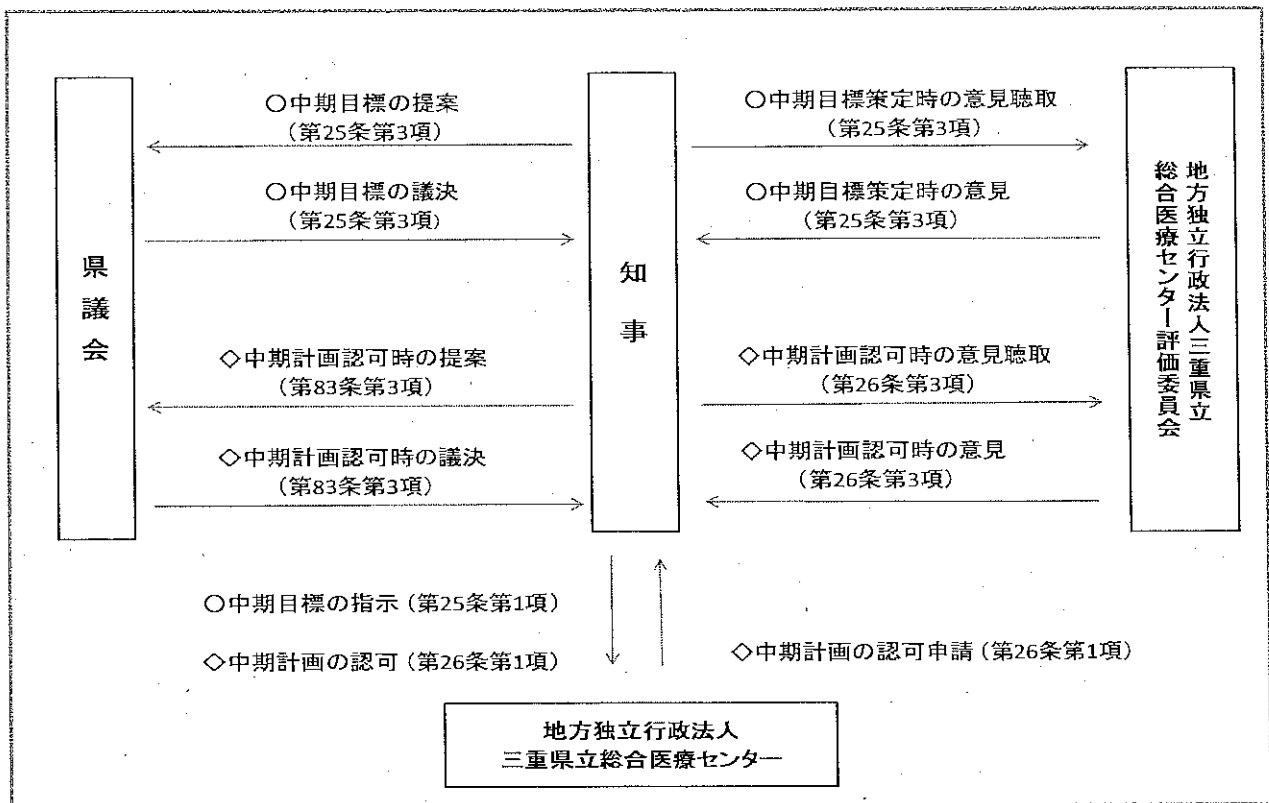
10 月 中期計画(中間案)を健康福祉病院常任委員会で説明

12 月 中期計画(最終案)を健康福祉病院常任委員会で説明

平成 29 年 2 月 中期計画の議案提出

平成 29 年 3 月 中期計画を知事が認可

※上記期間において、随時評価委員会からの意見を聴取します。



関係法令の抜粋

地方独立行政法人法 (平成十五年七月十六日法律第百十八号)

(中期目標)

第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）
- 二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- 四 財務内容の改善に関する事項
- 五 その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(中期計画)

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4～5 (略)

(料金及び中期計画の特例)

第八十三条 (略)

2 (略)

3 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

【所管事項説明】

6 三重県立一志病院のあり方について

1 三重県立一志病院のあり方に関する検討会

一志病院については、「県立病院改革に関する基本方針」（平成 22 年 3 月策定）において「県立病院としては廃止し、ニーズに応えられる事業者へ移譲」という方針が示されていたところです。

このような中で、その後の同病院を取り巻く状況の変化、地域医療構想の策定、同病院の次期中期経営計画の策定等を見据え、同病院の将来のあるべき姿について改めて検討を行うこととし、県内の有識者・関係者から構成される「三重県立一志病院のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を平成 27 年 9 月に設置し、平成 28 年 1 月までの間に合計 4 回開催しました。

【開催日】

- 第 1 回 平成 27 年 9 月 29 日
- 第 2 回 平成 27 年 10 月 28 日
- 第 3 回 平成 27 年 11 月 25 日
- 第 4 回 平成 28 年 1 月 22 日

2 報告書「三重県立一志病院のあり方について」

健康福祉部医療対策局において、検討会における意見等をふまえつつ、県立一志病院のあるべき姿をまとめた報告書「三重県立一志病院のあり方について」（以下「報告書」という。）を別冊 4 のとおり作成しました。その概要は次のとおりです。

なお、検討会は運営形態について議論するものではありませんでしたが、委員の意見として「県営」を望む声が多数ありました。

（取り巻く環境）

津市白山・美杉地域における大幅な人口減少が見込まれ、医療需要も同様に大幅な減少が見込まれる。

（医療提供の必要性）

しばらく続く高齢者割合の増加や地域性から、当面は一定の医療需要が存在すると考えられるため、効率的な運営が必要ではあるものの、入院施設をもつ病院としての医療提供が必要である。

（具体的な取組）

- ①高齢化に対応するため、訪問診療・訪問看護に積極的に取り組む。
- ②多職種連携により、地域包括ケアシステム構築に（医療機関の立場から）積極的に取り組む。
- ③白山・美杉地域の一次救急に貢献する。

（広域性の有無）

診療圏に広域性は依然として認められないが、育成した家庭医を県内各地に派遣し、全県的な医師確保に貢献している。

(人材育成と医師派遣)

家庭医育成拠点として、家庭医の育成に取り組むとともに地域医療を担う看護師の育成を図る。そのため、次の機能をもつプライマリ・ケアセンターの設置を積極的に検討する。

- ①家庭医と地域看護、訪問看護を实践できる看護師を育成する。
- ②育成した家庭医や看護師を県内の医療過疎地域に積極的に派遣する。
- ③今まで構築してきたプライマリ・ケアに関する教育・研究体制をさらに発展させる。

(津市の役割)

今後、県と津市とで白山・美杉地域における医療提供体制のあり方について、保健・福祉分野との連携のあり方も考慮しつつ、協議していく必要がある。

3 寄附講座の設置

平成28年4月に県（医療対策局）から寄附を行い、これに基づき三重大学において「三重県総合診療地域医療学講座」を設置する予定です。同講座では一志病院等をフィールドとして次の教育及び研究を行うこととなります。

- (1) 県内医療過疎地域における総合診療医を中心とした地域医療提供体制に関する調査及び研究
- (2) 保健・医療・福祉の多職種連携による地域医療の充実に向けた取組の研究
- (3) 地域医療を担う総合診療医をめざす医学生・研修医や看護師等に対する教育・研修の支援

7 医師・看護職員確保対策について

1 医師確保対策について

(1) 取組状況

三重県地域医療支援センター三重専門医研修プログラムの活用促進

若手医師のキャリア形成と医師不足地域の医療機関の医師確保支援を一体的に行うことを目的として作成した、17基本領域の後期臨床研修プログラム（三重専門医研修プログラム）について、昨年度から募集を開始し、修学資金貸与者等対象者（平成26年度47名、平成27年度49名）の研修先病院を訪問の上、複数回の個別面談を実施しています。

平成28年2月末現在の利用申込者は19名（平成27年度開始10名、平成28年度開始9名）であり、引き続き、より多くの対象者に三重専門医研修プログラムを活用してもらうよう、働きかけていきます。

(2) 今後の対応

引き続き、三重大学等関係機関と連携しながら、平成29年度からスタートする新たな専門医制度をふまえつつ、三重専門医研修プログラムの活用促進に向けて取組を進めます。

2 看護職員確保対策について

(1) 取組状況

ア 看護職員確保対策

潜在看護職員の復職支援を促進するため、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」が改正され、平成27年10月から、ナースセンターへの免許保持者の届出制度が始まり、平成28年1月末現在204名の登録者がありました。

届出対象者への制度の周知を図るとともに、登録者に対し、復職支援に関する積極的な情報発信を行います。

また、より身近な地域で復職支援が受けられるよう、ナースセンターのサテライト展開を図ることとし、看護職員の需要の多い北勢地域に「三重県ナースセンター四日市サテライト」（四日市市）を平成27年12月に開設しました。

イ 助産師確保対策

助産師の就業先の偏在是正や助産実践能力の向上を図るため、平成27年8月に「助産師出向支援導入事業協議会」を設置し、助産師出向システムの構築に向けて検討を行っています。

また、助産師がモチベーションを持って正常分娩を担当できるよう、院内助産や助産師外来等の体制構築に対する支援を行っています。

ウ 看護分野における国際連携

看護分野における国際的な視野を持ったリーダーの育成を図るため、平成27年7月に、三重県と英国のバーミンガム大学病院NHSトラスト財団（クイーンエリザベス病院）及びロイヤルフリーホスピタルとの間で締結した看護職員等の短期研修受入に関する覚書に基づき、看護職員6名をロイヤルフリーホスピタルに派遣しました。（平成28年2月27日～3月6日）

(2) 今後の対応

看護職員の総合的な確保対策を一層推進するため、引き続き三重県看護職員確保対策検討会において、今後の取組のあり方等について検討を行うとともに、ナースセンターの体制強化を図り、看護職員の離職防止や復職支援の取組を進めます。

また、安全・安心で快適な出産ができる体制の確保に向け、助産師の積極的な活用を図っていきます。

3 職種を越えた確保対策について

(1) 取組状況

ア 三重県医療勤務環境改善支援センター

医療従事者の勤務環境改善に向けて計画的に取り組む医療機関を支援するため、三重県医療勤務環境改善支援センター（平成26年8月開設）において、勤務環境改善計画策定に向けたセミナーの開催等、医療機関に対する普及啓発に努めるとともに、医療労務管理アドバイザーによる各種相談への対応を行っています。

イ 女性が働きやすい医療機関認証制度

医師や看護職員をはじめとした、女性医療従事者の勤務環境改善に向けた医療機関の主体的な取組を促進するため、「女性が働きやすい医療機関認証制度」を創設し、平成27年11月に認証医療機関の募集を行ったところ、11医療機関（病院9件、診療所2件）から応募がありました。

三重県医療勤務環境改善支援センターの専門部会で審査を行い、平成28年3月に、認証することに決定した医療機関に対して、知事から認証書の交付を行います。

(2) 今後の対応

引き続き、三重県医療勤務環境改善支援センターと連携しながら、女性が働きやすい医療機関の認証や普及啓発活動等に努め、医療機関における勤務環境改善に取り組んでいきます。

8 みえの子ども白書 2016 について

1 作成の趣旨

「みえの子ども白書 2016」は、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」のめざすべき社会像である「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」の実現に向けた取組の参考とするために、三重県子ども条例に基づき作成したものです。作成にあたっては、子どもや保護者、地域の大人等の意識や状況などについてアンケート調査を実施し、その結果を取りまとめました。

白書の作成は平成 24 年 3 月の「みえの子ども白書 2012」に続き 2 回目となります。

2 子ども・保護者・県民アンケート調査の概要

(1) 調査時期 平成 27 年 7 月～8 月

(2) 調査対象、件数等

子ども調査	小学 5 年生	市町毎に市町立小学校各 1 校、特別支援学校 3 校、私立小学校 1 校から抽出 有効回収数 1,236 件
	中学 2 年生	市町毎に市町立中学校各 1 校、特別支援学校 3 校、私立中学校 1 校から抽出 有効回収数 1,533 件
	高校 2 年生	県立高校 11 校、特別支援学校 3 校、私立学校 1 校から抽出 有効回収数 1,103 件
保護者調査	上記の小 5、中 2 の保護者	有効回収数 2,424 件
県民調査	各市町の選挙人名簿に基づき無作為抽出	有効回収数 1,441 件

3 主な調査結果と方向性 * ()内は別冊 5 - 2 の掲載ページ

(1) 子どもの自己肯定感(p. 26)

①主な調査結果

・「自分のことが好き」と答える子どもは増加。(p. 26)

※小学生 70.7% (+4.1)、中学生 59.1% (+15.2)、高校生 48.5% (+10.4)

・「大人は意見を聞いてくれる」と答える子どもほど「自分のことが好き」と答える割合が高い。(p. 52)

※「自分のことが好き」と答えた小学生

大人は意見を「いつも聞いてくれる」と答えた小学生の 78.5%

40.0 ポイント差

「まったく聞いてくれない」と答えた小学生の 38.5%

・「家庭や地域、学校などで大切にされている」と感じる子どもほど「自分のことが好き」と答える割合が高い。(p. 47)

※「自分のことが好き」と答えた小学生

大切にされていると「感じる」と答えた小学生の 86.3%

68.0 ポイント差

「感じない」と答えた小学生の 18.3%

②方向性

子どもの自己肯定感を高めるには、地域や家庭、学校などにおける周囲の大人の関わりが重要

(2) 地域との関わり

①主な調査結果

・学校の出来事を家族と話す子どもは増加。(p. 38)

※小学生 84.5% (+2.1)、中学生 80.0% (+4.4)、高校生 83.0% (+11.2)

・子どもたちの育ちを見守り、応援したいと思う大人は減少。(p. 62)

※子どもたちの育ちを見守り、応援したいと思う県民の割合 60.3% (△6.0)

・近所の大人からほめられたことがある子どもほど「自分のことが好き」と答える割合が高い。(p. 68)

※「自分のことが好き」と答えた小学生

ほめられたことが「よくある」と答えた小学生の 80.7%

「ない」と答えた小学生の 49.5%

31.2 ポイント差

②方向性

子どもの育ちや子育て家庭を支える地域の力を高めることが重要

(3) 子どもの体験や経験

①主な調査結果

・子どもを自然の中で遊ばせている保護者ほど、子どもが初めて会った人に自分から話しかけることができると回答。(p. 64)

※「子どもが初めて会った人に話しかけることができる」と回答した保護者(小5)

子どもを自然の中で「遊ばせている」と回答した保護者の 53.6%

「遊ばせていない」と回答した保護者の 33.3%

20.3 ポイント差

・子どもと一緒にスポーツを楽しんでいる保護者ほど、自分の子どもが近所の人にあいさつができると回答。(p. 65)

※「子どもが近所の人にあいさつができる」と回答した保護者(小5)

子どもと一緒にスポーツを「楽しんでいる」と回答した保護者の 91.5%

「楽しんでいる」と回答した保護者の 74.5%

17.0 ポイント差

②方向性

自然体験やスポーツなどを楽しむことができる環境づくりが重要

(4) 高校生の結婚観や家族観

①主な調査結果

・高校生の 13%は結婚したいと考えておらず、16%が子どもをほしいと考えていない。(p. 74、p. 76)

・赤ちゃんとのふれあいや小さい子どもと遊んだことがある高校生ほど、いつかは結婚したい、いつかは子どもがほしいと回答する割合が高い。(p. 75、p. 77)

※「いつかは結婚したいと思う」と回答した高校生

赤ちゃんとのふれあったことが「何度もある」と回答した高校生の 90.2%

「まったくない」と回答した高校生の 71.9%

18.3 ポイント差

※「いつかは子どもがほしいと思う」と回答した高校生

小さい子どもと遊んだことが「何度もある」と回答した高校生の 88.6%

「まったくない」と回答した高校生の 69.0%

19.6 ポイント差

②方向性

若者が結婚や子どもを持つことに関心を持てるよう、ライフプラン教育が重要

(5) 仕事と子育て等の両立

①主な調査結果

- ・若い世代ほど「父親も育児に積極的に参加すべき」と考えている。(p. 80)
- ※「父親も母親と育児を分担して積極的に参加すべきと回答した割合
全体：46.0% 20～29歳：57.1%

②方向性

仕事と子育て等の両立を希望する男女がともに働き続けることができる職場環境づくりが重要

(6) 祖父母世代の子育て支援

①主な調査結果

- ・県民の約90%が祖父母による育児・家事の手助けが望ましいと感じている。(p. 81)
- ・理想の住まい方は妻の親との近居が25.9%で最も高く、65.9%が三世代の同居や近居を希望している。(p. 82)

②方向性

祖父母世代の子育て支援が進むような環境づくりが重要

4 今後の方針

県では、子どもたちの笑顔や子育ての喜びあふれる地域社会づくりに向けて、本白書の内容もふまえ、教育委員会等関係部局と連携も図りながら取組を進めるとともに、県民の皆さんに、家庭や地域、学校などにおける子どもとの関わり等について考えていただけるよう、様々なイベントの機会などを通じて白書の内容を周知していきます。

9 「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の改訂について

県では、今年度、「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」や「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「三重県子どもの貧困対策計画」の策定を進めてきたところであり、これらの計画の内容をふまえて、平成27年3月に策定した「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」について、取組内容の充実や新たな目標の設定等の改訂（バージョンアップ）を行います。

1 改訂の主な内容

(1) 主な取組内容の追加等（「頁」欄は別冊6の掲載頁）

頁	重点的な取組	主な取組内容 【改訂の内容】
31	2 若者の雇用対策	①不本意非正規雇用者への支援 ②企業への啓発 ③若者と企業とのマッチング ④U・Iターン就職の促進 【名称変更】 ⑤農林水産業への就業支援 ⑥南部地域市町への支援 【追加】
47	7 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援	①保育士の確保と処遇改善 ②低年齢児保育の拡充 ③病児・病後児保育の拡充 ④放課後児童クラブや放課後子ども教室の充実 ⑤孫育てなど地域の子育て支援 ⑥子どもの「生き抜いていく力」を育む取組の支援 【追加】 ⑦家庭教育の充実 【追加】 ⑧幼児教育の充実 【追加】
55	9 子育て期女性の就労に関する支援	①学生への就労継続を考える機会の提供 ②希望がかなう労働環境づくり支援 ③キャリアアップ支援 ④再就職後のフォローアップ ⑤職業生活等における女性活躍の促進 【追加】
67	14 発達支援が必要な子どもへの対応	①三重県立子ども心身発達医療センター（仮称）および三重県立かがやき特別支援学校の整備 【名称変更】 ②市町の取組支援 ③発達障がい児等に対する支援ツールの導入促進 ④発達支援が必要な子どもを育てる家族への支援 ⑤発達支援が必要な子どもに対する障害福祉サービス等の充実【追加】

(2) 目標値の上方修正及び新たな目標項目の設定（「頁」欄は別冊6の掲載頁）

頁	重点的な取組	重点目標 【改訂の内容等】
29	1 ライフプラン教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフプラン教育を実施している市町数 (31年度目標) 29市町 ・(旧) 県立高等学校において、ライフプラン教育や結婚、妊娠・出産や性、子育て等についての専門医等による講演会、保育実習等を実施した割合 ・(新) 県立高等学校においてライフプラン教育に関する取組を実施した割合 (31年度目標) 100.0% 【名称変更】
31	2 若者の雇用対策	<ul style="list-style-type: none"> ・「おしごと広場みえ」利用者の就職率 (31年度目標) 59.0% 【目標値 48.0%を上方修正】 ・<u>県内新規学卒者等が県内に就職した割合</u> (31年度目標) 76.1% 【新たな目標を設定】
37	4 不妊に悩む家族への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・(旧) 男性不妊治療等、県独自の助成事業を利用する市町数 (31年度) 29市町 【達成済み】 ・(新) 県独自の全ての不妊治療助成事業に取り組む市町数 (31年度目標) 20市町 【新たな目標を設定】
48	7 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所の待機児童数 (31年度目標) 0人 ・放課後児童クラブ・放課後子ども教室を設置する小学校区の割合 (31年度目標) 93.0% ・<u>放課後児童クラブの待機児童数</u> (31年度目標) 0人 【新たな目標を設定】 ・<u>家庭教育を支援する市町・団体数(累計)</u> (31年度目標) 74市町・団体 【新たな目標を設定】 ・<u>小学校の児童との交流を行った幼稚園等の割合</u> (31年度目標) 100% 【新たな目標を設定】
68	14 発達支援が必要な子どもへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・「CLMと個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園等の割合 (31年度目標) 75.0% 【目標値 65.0%を上方修正】

(3) 三重県子どもの貧困対策計画をふまえた改訂（別冊6 58～60頁）

「重点的な取組11 子どもの貧困対策」について、「三重県子どもの貧困対策計画」に基づき、全面的に改訂します。主な取組内容及び重点目標は以下のとおりです。

(主な取組内容) ①教育の支援、②生活の支援、③保護者に対する就労の支援、④経済的支援、⑤包括的かつ一元的な支援

(重点目標) 生活困窮家庭またはひとり親家庭に対する学習支援を利用できる市町数
(31年度目標) 29市町

2 今後の取組方針

本計画を着実に推進するにあたり、引き続き、子育て、医療、教育等の関係機関・団体、企業、市町等の協力を得ながら取組を進めるとともに、多様な主体で構成される三重県少子化対策推進県民会議に取組の進捗状況に関する評価を報告し、以後の取組の改善方策等について検討いただくなど、PDCA（計画・実行・評価・改善）のサイクルに基づき、的確な進行管理に努めます。

10 野外体験保育有効性調査について

幼児期における自然体験を通して、子どもは知的好奇心や感性が豊かに生まれ、社会性、自尊心、自己肯定感の向上効果が期待されると言われています。

本県では、子どもの豊かな育ちを基本とした子育てを推進するため、自己肯定感の向上を含め、子どもの「生き抜いていく力」を育む野外体験保育の推進を図っていきます。

本年度は、学識経験者を含む調査・検討委員会を設置し、県内保育施設へのアンケート調査や保護者向け意識調査等を行い、県内の野外体験保育の実態を把握するとともに、当保育の有効性の検証や普及方策の検討を行いました。

この度、調査結果をとりまとめましたので、この概要を報告します。

1 調査の概要

【 】内は別冊7の掲載ページ数

(1) 保育施設向け実態調査 【P1】

県内全ての幼稚園、保育所、認定こども園（636園）を対象に、施設の管理者へのアンケート調査を実施。（546園から回答（回収率85.8%））

(2) 野外体験保育実施施設向け現地調査 【P2】

野外体験保育に積極的に取り組む施設（3施設）を選定し、職員等へのヒアリング調査を実施。

(3) 保護者向け意識調査 【P2】

上記（2）の施設の園児の保護者（50名）に対し、アンケート調査を実施。（50名から回答（回収率100%））

2 調査結果の概要

(1) 野外体験保育の有効性に関するもの

ア 野外体験保育の実施頻度と、子どもの様子には関係が見られる。 【P10】

野外体験保育の実施頻度が高い保育施設ほど、多くの園児に「自分からすすんで何でもやる」、「さまざまな情報から必要なものを選べる」、「自分に割り当てられた仕事はしっかりとやる」、「人のために何かをしてあげるのが好きだ」などの様子が見られると回答した施設の割合が高い。

イ 野外体験を多く取り入れる施設に子どもを通わせる保護者は、子育てに肯定的な感情を持っている。 【P24】

野外体験保育に積極的に取り組む施設に子どもを通わせる保護者の9割以上が、「子どもの成長している姿を見るのが嬉しい」、「子育てを通じて、自分も成長していきたい」などの項目に、「そう思う」と回答しており、今の子育てと自分の生き方に肯定的な感情を持っている様子が見られる。

(2) 野外体験保育に関するニーズや課題に関するもの

ア 野外体験保育の実施頻度が低い施設ほど、野外体験保育のニーズは高い。

【P8, P17】

県内の 48.0%の保育施設がもっと野外体験保育に取り組む必要があると回答している。特に、野外体験保育の実施頻度が低い施設ほど、「もっと取り組みたい」と回答した施設の割合が高い。※実施頻度が最も低いグループに属する施設を除く。

イ 野外体験保育を進める課題には「安全性の確保」、「職員の負担」などがある。

【P18, P20】

野外体験保育を進める上での課題として「安全性の確保が困難」と回答した施設が最も多く、次いで「職員の負担が大きい」、「体験を行うフィールドが少ない」、「職員にスキルがない」と続いている。特に中心市街地や郊外の住宅地では「体験を行うフィールドが少ない」と回答した施設の割合が高い。

また、野外体験保育に積極的に取り組む施設では、運営にかかる負担や保護者の理解が課題であると回答した施設が見られる。

ウ 野外体験保育の実施頻度が高いほど、地域の人々の保育への参加が多い。【P16】

野外体験保育の実施頻度と、地域の人々の保育への参加回数には関係が見られ、実施頻度が高いほど、地域の人々が参加する行事等の回数が多い施設の割合が高い。

3 平成28年度取組方策

調査において明らかとなった課題への対応や、野外体験保育の普及を図るため、当調査結果の報告書を活用するとともに、野外体験保育に対する理解・関心の向上、保育者の人材育成、学習・交流の機会の提供を中心に、以下の方策に取り組みます。

(平成28年度当初予算 野外体験保育普及・啓発事業 3,424千円)

(1) 野外体験保育シンポジウムの開催

野外体験保育に対する理解・関心の向上を図るため、広く県民の皆さん、保育関係者、市町等を対象に、野外体験保育の取組事例や、子どもたちの変化などを紹介するシンポジウムを開催。

(2) 野外体験保育アドバイザーの派遣

野外体験保育に取り組む人材を育成するため、野外体験保育に取り組もうとする保育施設に対し、野外体験を安全かつ効果的に実施できるノウハウを持った専門家をアドバイザーとして派遣。

(3) 野外体験保育事例研究会の開催

保育者に対して学習・交流の機会を提供するため、野外体験保育を実施している、または、これから取り組もうとする施設の保育者を対象に、事例検討や意見交換ができる研究会を実施。

11 「三重県子どもの貧困対策計画」最終案について

1 最終案の概要 【別紙】 * ()内は別冊8の掲載ページ

(1) 計画策定の基本的な考え方 (P1)

ア 計画策定の趣旨

子どもの将来が、生まれ育った環境によって左右されたり貧困の連鎖によって閉ざされることのないよう、子どもの貧困対策を着実かつ継続的に実行するため策定します。

イ 計画の位置づけ

「子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成26年1月施行）」第9条第1項に基づき定める三重県における「子どもの貧困対策についての計画」です。

ウ 計画の期間

平成28年度から平成31年度までの4年間とします。

エ 子どもの貧困のとらえ方

経済的困難や、経済的困難に起因して発生する様々な課題（病気や発達の遅れ、学力不振、社会的な孤立等）を子どもが抱えている状況を、子どもの貧困ととらえます。

(2) 基本理念と基本方針 (P20)

ア 基本理念

「三重県子ども条例」の基本理念にのっとり、生まれ育った家庭の経済状況に関わらず、子どもたちが、必要に応じた教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って健やかに成長できる環境整備が図られている状況をめざします。

イ 基本方針

- ・子どもに視点を置いた切れ目ない施策の実施
- ・子どもの貧困の実態をふまえた対策の推進
- ・教育における総合的な対策の推進と機会均等の保障
- ・保護者に対する支援
- ・緊急度の高い世帯への配慮

(3) 具体的取組と計画目標 (P21)

ア 考え方

三重県における子どもの貧困の現状と課題をふまえ、国の大綱（子供の貧困対策に関する大綱 平成26年8月）に示された、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援という4つの支援に包括的かつ一元的な支援を加えた5つの支援を柱として取組を進めます。

また、子どもの貧困対策を着実に推進するためには、県の行う事業の成果や達成の状況を検証・評価することが重要です。

このため、5つの柱全てに平成31年度までの数値目標とモニタリング指標（目標を設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標）を設定して進行管理に活用します。

イ 具体的な取組

① 教育の支援

学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ、スクールソーシャルワーカー等の専門的な人材の配置や地域による学習の支援、関係機関のネットワーク構築を進めるとともに、就学の援助、学資の援助などに取り組み、貧困の状況にある子どもの教育の支援を行います。

【目標】生活困窮家庭またはひとり親家庭に対する学習支援を利用できる市町数 等

② 生活の支援

貧困の状況にある子どもおよびその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供、その他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援を行います。

【目標】ひとり親家庭等日常生活支援事業が実施された市町数

③ 保護者に対する就労の支援

貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施および就職のあっせんなど、貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援を行います。

【目標】就労支援を行う生活困窮者の人数 等

④ 経済的支援

各種の手当等の支給、貸付金の貸付など、貧困の状況にある子どもに対する経済的支援を行います。

【目標】母子家庭で養育費を受給している割合

⑤ 包括的かつ一元的な支援

行政・学校・関係機関・団体等が、各種相談や取組を通じて探知した情報を共有・活用し、貧困の状況にある子どもおよびその保護者を早期に発見し、包括的かつ一元的な支援が行える体制の整備を図ります。

【目標】子どもの貧困に対する包括的かつ一元的な対応が行われている市町数

(4) 計画の推進体制 (P34)

ア 庁内外の連携

計画の推進にあたっては、市町、学校、関係機関・団体、企業等との連携・協働のもと取り組むとともに、全庁的な推進体制により計画の進行管理を行います。

イ 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、PDCA（計画→実行→評価→改善）のサイクルに基づき進行管理を行い、必要に応じて取組の見直しを行います。

2 その他

中間案について、パブリックコメントの募集（意見募集期間 平成27年12月11日から平成28年1月13日まで）を行ったところ、27名から計69件のご意見をいただきました。主なご意見の概要・ご意見に対する県の考え方は以下のとおりです。

	中間案の項目	意見の概要	意見に対する県の考え方
1	V 具体的取組 と計画目標 (全般)	子どもの貧困を打開するための新たな取組を展開していく必要があるように思われます。「県民が連携協働して機運の醸成を図る」ためにも、三重県独自の新規の取組を打ち出すべきです。	子どもの貧困対策の取組にあたっては、市町、学校、関係機関・団体、企業等との連携と協働が必要です。県では、平成28年度において地域の実情を踏まえた貧困対策が講じられるための市町への支援（好事例の提供等）や、県民に向けた機運の醸成等を行っていきます。 (健康福祉部子ども・家庭局)
2	IV 2 基本方針 (3)教育における 総合的な対策 の推進と機会 均等の保障 (P20)	貧困によって学ぶ意欲がもてない子どもがいます。「学ぶ意欲と能力のあるすべての子ども」ではなく、「すべての子ども」が対象であるべきです。	ご意見をふまえ、基本方針の文言について、「学ぶ意欲と能力のあるすべての子ども」を、「すべての子ども」に修正しました。 (教育委員会)
3	V 2 具体的な取組 (1)教育の支援 (4)高等学校等就学に対する教育機会の提供 (P23)	卒業後に奨学金の着実な返済が困難になってきていることが社会問題となっています。「三重県高等学校等修学奨学金」等の返済支援を充実させていくことが、必要です。また、大学等への進学を志す生徒に対して県独自の奨学金制度を整備していく必要があります。	返済支援については、三重県高等学校等修学奨学金においては、これまでも返還猶予制度の充実を図ってきており、病気、進学、進学準備、就労できない場合等に加え、平成27年4月からは妊娠、出産、産休、育休等を理由とした返還猶予も申請できるよう制度を改正したところです。その他、専修学校高等課程修業奨学金についても、返還が困難になった場合に、返還の免除や猶予を行っているところです。今後も奨学金制度が使いやすいものとなるよう努めていきます。また、県独自の新たな制度創設は財政事情等の観点からも困難ですが、ひとり親家庭の子どもと、児童養護施設や里親のもとで暮らす子ども等の優先度の高い子ども等に対して、国や民間機関による奨学金制度の周知・活用等を図り、大学等への進学を支援していきます。 (教育委員会、環境生活部、健康福祉部子ども・家庭局)
4	V 2 具体的な取組 (1)教育の支援 (7)生活困窮世帯	児童養護施設に入所する子どもの学習の支援として、「地域を巻き込んだボランティア等による住民参加」の支援体制が必要である。	児童養護施設に入所する子どもは、基礎学力が低い傾向にあることから、各施設において、さまざまな工夫を凝らした学習やボランティアによる指導が行われています。特に小

	等への学習支援 (P25)		<p>学生に対しては、学習習慣を身に付け学力向上を図ること等を目的に、地域のボランティア等で構成する学習支援員によるきめ細かな学習支援を平成 23 年度から実施し、施設側からは「子どもの安定や集中力のアップにつながっている」など好評をいただいています。</p> <p>今回いただいたご意見も参考にしながら、子どもたちが、学力とともに生きる力を身に付け退所後の自立につなげることができるよう引き続き学習支援を続けていきます。</p> <p>(健康福祉部子ども・家庭局)</p>
5	V 具体的取組と計画目標 (全般)	<p>「三重県子ども条例」において、「子どもを権利の主体として尊重すること」としていながらも、全体に保護者・家庭への支援が中心になっています。子どもに対する直接の支援が必要である場合も多く、その緊急性はより高いと言えます。子どもが直接相談できる体制等の構築が必要です。</p>	<p>ご意見のとおり、悩みを抱えた子どもたちの声を直接聞き、その意思や気持ちを大切にしていくことは、子どもの貧困対策に取り組むうえで重要です。県では、これまでも、関係機関によるさまざまな電話相談事業を行ってきており、「V 具体的取組と計画目標－(2)生活の支援－②子どもの生活支援」の項目において、子ども向け電話相談の運営を新たに記載しました。(P28)</p> <p>(健康福祉部子ども・家庭局、教育委員会、三重県警察本部)</p>
6	V 2 具体的な取組 (5)包括的かつ一元的な支援 (P32)	<p>学校をプラットフォームと位置づけたうえで、自ら「SOS」を発することのない家庭の状況を把握するためにどのような役割を果たすのかが記されていません。学校がどのように状況をつかみ、どのように福祉や行政につなげていくのかを明確にすべきです。</p>	<p>子どもの生活の中に占める学校の割合は大きく、子どもたちの貧困の状況について早期に発見できる機関は学校であることから、学校現場で教員とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどが連携し、教育と福祉関係機関等が共有し、つながりを持つことが重要であり、「V 具体的取組と計画目標－(5)包括的かつ一元的な支援」の実施主体の一つに“学校”を追加し、行政および関係機関等と併記しました。(P32)</p> <p>行政・学校・関係機関・団体等が連携し、対象世帯の早期発見と必要な支援が行われるよう、今回いただいたご意見も参考に体制整備等の取組を進めていきます。</p> <p>(健康福祉部子ども・家庭局)</p>

3. 今後の取組

「三重県子どもの貧困対策計画」に基づき、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援、包括的かつ一元的な支援の取組を進めるとともに、子どもの貧困対策の推進を図るため、子どもの貧困対策の好事例の収集や情報共有を行い、県、市町、関係団体等の連携を深め、各地域の実情に応じた多様な支援体制の整備や機運醸成を図ります。

別紙(三重県子どもの貧困対策計画 最終案の概要)

I 計画策定の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨**
子どもの将来が、生まれ育った環境に左右されたり貧困の連鎖によって閉ざされることのないよう、子どもの貧困対策を着実かつ継続的に実行するため、策定します。
- 2 計画の位置づけ**
「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第1項に基づき定める「子どもの貧困対策についての計画」です。
- 3 計画の期間**
平成28年度から平成31年度までの4年間とします。
- 4 子どもの貧困のとらえ方(計画における定義)**
子どもが、経済的困難や、経済的困難に起因して発生する様々な課題(病気や発達の遅れ、学力不振、社会的孤立等)を抱えている状況を、子どもの貧困ととらえます。

II 現状と課題

- 生活保護世帯の子どもの大学等進学率
70.4% (県全体) 24.2% (生活保護)
H26年度 → 県全体と比べて低い
- 生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率
98.8% (県全体) 93.5% (生活保護)
H26年度 → 県全体と比べてやや低い
- 生活保護世帯の子どもの高等学校等中退率
1.7% (県全体) 2.6% (生活保護)
H26年度 → 県全体と比べて高い
- ひとり親家庭世帯数の推移(H12→H22国勢調査年)
母子世帯は58.8%増(9,236世帯→14,666世帯)
父子世帯は54.7%増(2,039世帯→3,154世帯)

III 実態調査

○関係機関等が業務上関わった貧困事例について調査(35事例を収集)

貧困につながる要因の別	件数	割合
①家計の不安定	35	100%
②生活の負担(多忙など)	2	6%
③疾病、疾患等	16	46%
④家族の人間関係(離婚、別居、暴力など)	28	80%
⑤孤立	10	29%
⑥貧困の連鎖	3	9%
⑦その他(不十分な日本語能力、若年出産等)	8	27%

相談経緯	件数	自発的
保護者が、福祉事務所などの関係機関に相談することによって、貧困状況が把握された(生活保護、DV等)	11	○
児童虐待通報、保育料の滞納や不登校などの発生による情報提供など、関係機関が貧困状況を把握【SOSを発しない】	24	×

=調査結果から見えてきたこと=

特 ①複合的で多様な課題を抱えている
徴 ②自らSOSを発しない(24件)

対象世帯を適切に把握し、サポート等を「包括的かつ一元的」に行う必要

IV 基本理念と基本方針

- 1 基本理念**
三重県子ども条例の基本理念にのっとり、生まれ育った家庭の経済状況に関わらず、三重の子どもたちが、必要に応じた教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って健やかに成長できる環境整備が図られている状況をめざします。
- 2 基本方針**
 - (1)子どもに視点を置いた切れ目ない施策の実施
 - (2)子どもの貧困の実態をふまえた対策の推進
 - (3)教育における総合的な対策の推進と機会均等の保障
 - (4)保護者に対する支援
 - (5)緊急度の高い世帯への配慮

VI 計画の推進体制

- 1 庁内外の連携**
市町、学校、関係機関・団体、企業等との連携・協働のもと取り組むとともに、全庁的な推進体制のもと計画の進行管理を行います。
また、広く県民に向けての情報発信を行い、子どもの貧困対策に県民が参加・協力する機運を醸成します。
- 2 計画の進行管理**
PDCA(計画→実行→評価→改善)のサイクルに基づき進行管理を行い、必要に応じて取組の見直しを行います。

注)「■」は目標 「□」はモニタリング指標(目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標)のこと

V 具体的取組と計画目標

5つの支援の柱	【目標とモニタリング指標】		
	項目名	現状(H26)	H31年度
1. 教育の支援 (1)「学校」をプラットフォームとした子どもの貧困対策の展開 (2)幼児教育に係る経済的負担の軽減 (3)義務教育段階の就学支援の充実 (4)高等学校等就学に対する教育機会の提供 (5)特別支援教育に関する教育の支援 (6)大学等進学に対する教育機会の提供 (7)生活困窮世帯等への学習支援	■生活困窮家庭またはひとり親家庭に対する学習支援を利用できる市町数	6市町	29市町
	■生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	93.5%	98.8%
	■児童養護施設の子どもの高等学校等進学率	91.4%	98.8%
	■放課後を利用した補充的な学習サポートを週2回以上実施した学校の割合	小学校22.7% 中学校13.7% (H27)	小学校27.0% 中学校18.0%
	□就学援助を受けている児童生徒の数・就学援助率	17,463人 11.61%(H25)	-
	□入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町の割合	90.0%	-
	□毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町の割合	83.3%	-
	□スクールソーシャルワーカーの配置人数	8人(H27)	-
	□生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	2.6%	-
	□生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	24.2%	-
2. 生活の支援 (1)保護者の生活支援 (2)子どもの生活支援 (3)子どもの自立支援 (4)住宅支援	□児童養護施設の子どもの大学等進学率	18.2%	-
	■ひとり親家庭等日常生活支援事業が実施された市町数	8市町	29市町
	□三重県母子・父子福祉センター相談件数	233件	-
	□生活保護世帯に属する子どもの就職率(中学校卒業後)	1.4%	-
	□生活保護世帯に属する子どもの就職率(高等学校卒業後)	57.9%	-
	□児童養護施設の子どもの就職率(中学校卒業後)	5.7%	-
	□児童養護施設の子どもの就職率(高等学校卒業後)	72.7%	-
	□妊娠前から子育て期にわたる総合的な窓口が整備されている市町数	24市町	-
	□妊娠届出時等に医療機関と情報提供等の連携した市町数	10市町	-
	3. 保護者に対する就労の支援 (1)親の就労支援 (2)親の学び直しの支援	■就労支援を行う生活困窮者の人数	-
■三重県母子・父子福祉センター就業実績件数		3件	40件
■高等職業訓練促進給付金受給者(資格取得者に限る)のうち常勤雇用となった者の割合		79.0% (H25)	90.0%
4. 経済的支援 (1)手当の支給等による支援 (2)養育費の確保に関する支援	■母子家庭で養育費を受給している割合	45.0%	60.0%
	□母子世帯の年間世帯収入額(中央値の階層)	200~250万円未満	-
	□児童扶養手当の受給者数	14,428人	-
5. 包括的かつ一元的な支援 (1)行政内部の連携や行政・学校・関係機関・団体等の連携体制の構築 (2)相談機能の強化 (3)子どもの貧困対策推進に向けた機運の醸成	■子どもの貧困に対する包括的かつ一元的な対応が行われている市町数	-	29市町
	□生活保護世帯における子どもの数(人)とその割合	2,137人0.72%	-
	□子どもの貧困率(全国)	16.3%(H24)	-
(全体に係る指標)	□子どもがいる現役世帯のうち一人が一人の貧困率(全国)	54.6%	-

12 包括外部監査結果に対する対応について

平成 27 年度包括外部監査結果に対する対応方針及び平成 26 年度包括外部監査結果に対する対応結果について報告します。

1 平成 27 年度包括外部監査結果に対する対応方針

(1) 監査テーマ

外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

(2) 監査対象

県の外郭団体（35 団体）のうち 10 団体の、平成 26 年度の事務及び事業を対象に監査が実施され、健康福祉部が所管する団体については、次の 3 団体を対象に実施されました。

- ・「(社福)三重県厚生事業団」
《主な事業：いなば園の経営、身体障害者総合福祉センターの指定管理業務の受託等》
- ・「(公財)三重県生活衛生営業指導センター」
《主な事業：生活衛生関係営業に関する相談及び指導等》
- ・「(公財)三重こどもわかもの育成財団」
《主な事業：みえこどもの城の指定管理業務の受託、青少年育成事業の実施等》

(3) 監査結果と対応方針

対象となった 3 団体に対する「指摘」及び「意見」の件数は次のとおりで、その内容と対応方針の概要は次表のとおりです。

(社福)三重県厚生事業団	(指摘 10 件、意見 3 件、計 13 件)
(公財)三重県生活衛生営業指導センター	(指摘 5 件、意見 1 件、計 6 件)
(公財)三重こどもわかもの育成財団	(指摘 13 件、意見 6 件、計 19 件)

※ 「指摘」とは、法令や規則等に従い適切に処理されていないもの、または著しく適切さを欠くと判断されたもので、「意見」とは、指摘には該当しないが、改善が望ましいものについて意見を述べたものです。

ア. 事業の推進に関すること

指摘又は意見の内容	対応方針（団体の考え方）
<p>○障がい者スポーツ推進環境整備事業における各競技団体への補助金の配分について （厚生事業団）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者総合福祉センターが県から委託された当該補助事業の対象経費について、各競技団体により必要な経費が異なるため、一律の額を配分するのではなく、各競技団体の状況や計画に応じて、執行残が生じないよう適切に配分することが望ましい。（意見） <p>○青少年育成事業の実施のための収入の確保について （こどもわかもの育成財団）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こどもわかもの育成財団が実施する当該事業について、現在、青少年育成事業積立資産を取り崩して対応しているが、積立資産には限りがあることから、事業の抜本的な再検討と基本財産の取り崩しの判断に関し、具体的なスケジュールを早期に決定し実施していくことが望ましい。（意見） 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年 4 月から、各競技団体の状況や計画に応じて補助する制度に改めています。 ・青少年育成事業の基本的な方向性や効果的な実施、基本財産の取崩等について、県、市町、関係団体と十分に協議を行っていきます。

イ. 資産等の管理、有効活用に関すること

指摘又は意見の内容	対応方針（団体の考え方）
<p>○固定資産の管理について （厚生事業団、こどもわかもの育成財団）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生事業団、こどもわかもの育成財団の固定資産の管理について、棚卸が実施されていないので、規定どおり定期的の実施する必要がある。（指摘） <p>○現金等の管理について （厚生事業団、こどもわかもの育成財団）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生事業団及びこどもわかもの育成財団における現金、切手、収入印紙及び書き損じ領収証の管理について、現物と帳簿残高との定期的な確認と適切な保管を徹底すべきである。（指摘） <p>○災害用備蓄食材の管理について （厚生事業団）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いなば園の災害用備蓄食材について賞味期限切れの食材がそのまま保管されることのないよう、食材の入れ替えルールを定め、定期的な入れ替えを行うことが望ましい。（意見） 	<ul style="list-style-type: none"> ・各期末に固定資産の棚卸を実施することを徹底し、適切に固定資産を管理していきます。 ・現物の台帳残高との定期的な照合、棚卸による確認等を徹底し適切に管理します。 ・備蓄食材の入れ替えルールを定め、定期的な確認、入れ替えを確実に実施します。

<p>○施設の有効活用について (厚生事業団)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者総合福祉センター内の研修室の外部貸出が、一部の障がい者団体に限られているため、外部利用の位置づけを明確化し、より有効な活用を図ることが望ましい。(意見) 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者団体等の利用について貸出要領等により明確化しホームページにより周知を図ることで、有効活用を図ります。
--	---

ウ. 会計処理、契約事務、財務情報の開示等に関すること

指摘又は意見の内容	対応方針 (団体の考え方)
<p>○会計処理について (こどもわかもの育成財団)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こどもわかもの育成財団の収益事業会計が販売目的で保有する財団設立 20 周年記念グッズについて、無償配布が主な用途となっていることから、会計上の評価減または振替の対象になると考えられる。(意見) ・こどもの城の平成 26 年度のドームシアタープログラム装填費用と、平成 27 年度の使用権料が、一括して平成 27 年 3 月末に支払われていたが、翌年度の役務の部分については、前払金処理とし区分して経費処理する必要がある。(指摘) ・こどもの城に関し、指定管理施設における大型の修繕については、県と指定管理者の経費の負担等について十分な検討が必要と考えられる。(意見) <p>(厚生事業団、生活衛生営業指導センター、こどもわかもの育成財団)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生事業団、生活衛生営業指導センター及びこどもわかもの育成財団について、予算の流用が必要になった際は、補正予算や決算を待たず、適切な時期に行うべきである。(指摘) <p>○契約事務について (こどもわかもの育成財団)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約のなかに、その理由等が明確に記載されていないものがあった。(指摘) ・物品の受託販売にかかる業者との覚書には、解約や契約解除に関する定めを設けることが望ましい。(意見) <p>○財務情報の開示について (こどもわかもの育成財団)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こどもわかもの財団の財務情報については、貸借対照表と正味財産増減計算書がホームページで開示されているのみであるため、財産目録や財務諸表に関する注記等の情報も情報開示することが望まれる。(意見) 	<ul style="list-style-type: none"> ・記念品として配布する際には、適切に会計上の振替を行います。また、評価減については、将来的に、商品の劣化等、価値の状況に応じて検討を行います。 ・各契約の中で、役務提供の発生時期を明確に記載し、それに基づいた適切な会計処理を行います。 ・修繕については、指定管理に係る基本協定に基づき経費の負担を行うこととします。 ・規定に従い、予算流用手続きを適時適切に行います。 ・契約の相手方の要件と、その要件に基づく随意契約理由を明確に記載します。 ・解約や契約解除の定めのない覚書については、年次更新の際に定めることとします。 ・財産目録、財務諸表等に関する注記等を開示するなど、財務の概要を理解していただけるよう十分な開示に努めます。

<p>○決裁について (生活衛生営業指導センター、こどもわかもの育成財団) ・理事会の開催、出張伺い、契約等に関し、決裁権者の決裁を得ていないものがあつた。(指摘)</p>	<p>・規定どおり確実に決裁権者の決裁を得るよう徹底します。</p>
--	------------------------------------

エ. 情報セキュリティ、個人情報保護に関すること

指摘又は意見の内容	対応方針(団体の考え方)
<p>○情報セキュリティについて (厚生事業団、生活衛生営業指導センター、こどもわかもの育成財団) ・情報セキュリティに関する基本方針や、パスワードに関する方針を定めるとともに、情報資産を守るための対策、手順を講じるべきである。(指摘) ・保有する全てのパソコンにウイルス対策ソフトを設定のうえ、常に最新の状態に更新する必要がある。(指摘)</p> <p>○個人情報の管理について (厚生事業団、生活衛生営業指導センター、こどもわかもの育成財団) ・保有する個人情報を適切に管理するため、台帳の整備、管理等を行うべきである。(指摘)</p> <p>○情報機器の管理及び廃棄について (厚生事業団、生活衛生営業指導センター、こどもわかもの育成財団) ・保有するパソコンには個人情報などの機密情報が含まれるので、固定資産にならないもの(10万円未満の物品)も含め、全てについて台帳等で管理するとともに、不要となったものについては、適時・適切に処分すべきである。(指摘、意見)</p>	<p>・平成27年度中に情報セキュリティに関する基本方針やパスワードに関する基準を定め、適切な措置を講じます。</p> <p>・今回の指摘を受け、全てのパソコンに最新のウイルス対策ソフトを設定しました。</p> <p>・今回の指摘を受け、個人情報の台帳の整備等を行いました。</p> <p>・今回の指摘、意見を受け、固定資産(備品)とならないものも含め全てのパソコンを台帳管理しました。また、現在使用していないパソコンや、今後不要なパソコンが生じた場合は、速やかかつ適切に処理することとします。</p>

(4) 県の対応方針

外郭団体の事務の執行や事業の管理等については、県と団体のそれぞれの役割と責任のもと、両者が協働して県民の福祉を向上させるよう努めてきたところですが、今回の監査結果における指摘と意見をふまえ、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から県民への説明責任が十分に果たせるよう、県としても、外郭団体に対し、今回の監査の対象とならなかった団体も含め、適切に助言、指導等を行ってまいります。

2 平成 26 年度包括外部監査結果に対する対応結果

(1) 監査テーマ

外部委託に関する事務の執行について

(2) 監査結果と対応結果

外部委託事業の実施にあたって、効果的・効率的な事業実施に努めること、契約手続きや成果の確認など適切に実施するよう指摘又は意見を受けました。

指摘又は意見に対しましては、平成 26 年度健康福祉病院常任委員会においてお示した対応方針どおり対策を講じ、指摘又は意見のとおり事務執行の改善を図ったことを報告します。

平成27年度 包括外部監査結果に対する対応方針
(健康福祉部)

テーマ・団体・監査結果	対応方針
テーマ 外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	
1. 社会福祉法人三重県厚生事業団	
① 研修室の利用について(意見) 【イ. 資産等の管理、有効活用に関すること】	
<p>身体障害者総合福祉センターには60名収容可能な研修室が設置されており、厚生事業団の事業及び事務に利用される他、近隣の県機関や障害者関係の公益法人等によって利用されることがある。</p> <p>しかし、外部利用の位置づけが明確ではなく周知もされていないため、現在のところ利用者は限定されている。外部利用の位置づけを明確化したうえで、より有効な活用を図ることが望ましい。</p>	<p>外部の障がい者団体等も利用できるような貸出要領を見直しました。また、研修室の有効活用を図るため、貸出要領をホームページに掲載しました。</p>
② 平成26年度障がい者スポーツ推進環境整備事業委託について(意見) 【ア. 事業の推進に関すること】	
<p>平成26年度においては、障害者スポーツ教室等の実施のため1競技団体あたり5万円を限度に、また、大会参加促進のため1競技団体1大会あたり7万円を限度に補助している。しかし、5競技団体で返金等の未執行残高が生じる結果となっている。</p> <p>各競技団体の構成員数や大会が開催される場所などにより、必要な経費の額は異なるため、限られた予算を有効に利用し、事業の効用をより高めるためには、一律な扱いではなく、各競技団体の状況や計画に応じて、適切に予算を配分することが望ましい。</p>	<p>平成27年度から、各競技団体の状況や計画に応じて補助する制度に改めています。</p>

テーマ・団体・監査結果	対応方針
<p>③ 現金の管理について（指摘）【イ. 資産等の管理、有効活用に関すること】</p> <p>(1) 身体障害者総合福祉センター 「財務規程」において、「毎日の現金出納終了後、その残高と帳簿残高を照合し、毎月末日に会計責任者に報告しなければならない。」と明記されているが、現状毎日の現金実査は実施されていない状態であり、月末以外は現金の実際残高を把握できていない。 現金の実際残高を日々把握するためにも、また、金庫内において精算済の領収書と未精算の領収書が混在しないためにも、日々の現金管理簿への記録及び現物と管理簿との一致確認を実施すべきである。</p> <p>(2) いなば園 各施設の現金の残高を把握するために小口現金を6つに分けて保有しており、その全てを対象に出納担当者が実際現金のカウントを毎日実施している。しかし、管理簿（小口現金出納帳）については適時に記入がされておらず、月中にまとめて記入しているので、「財務規程」の定めのとおり、管理簿についても日々のあるべき残高の把握と記入をすることが必要である。</p>	<p>現金の出納の都度、確実に補助簿（管理簿）へ記載するとともに、日々の残高確認を出納職員が行うよう徹底しました。</p>
<p>④ 切手・収入印紙の管理について（指摘）【イ. 資産等の管理、有効活用に関すること】</p> <p>切手・収入印紙の管理状況について、日々の使用実績は管理簿に記録できていたが、毎月末に実施することとしている各月の使用枚数合計の把握、及び管理簿の月末残高と現物との突合が平成27年4月以降実施されていなかった。 切手・収入印紙については、換金可能な性質を有することから、現物管理について徹底すべきであり、ルール化されている月末の現物棚卸の徹底が必要である。また、ルールの明確化と職員への周知徹底を図る意味でも、規定等として明文化することも検討されたい。</p>	<p>切手・収入印紙の取扱いについて明文化するとともに、日々の使用実績の記載及び毎月の集計を確実にを行い、記載漏れ防止等出納職員が確認するよう徹底しました。</p>
<p>⑤ 領収書の管理について（指摘）【イ. 資産等の管理、有効活用に関すること】</p> <p>身体障害者総合福祉センターで使用されている領収書の形式は、一冊に綴られた領収書ではなく、1枚単位（バラ単位）の領収書であり、それを複数で束ねて保管しているので、使用前の領収書全てに連番を割り当てたうえ、使用後は領収書控、書き損じた場合には領収書控と領収書をセットにまとめ、使用前に割り当てた連番順に保管管理する必要がある。</p>	<p>使用前の領収書全てに連番を割り当て、書き損じた場合には領収書控と領収書をセットにまとめ、使用前に割り当てた連番順に保管管理することとしました。</p>

⑥ 備蓄食材の賞味期限について（意見） 【イ. 資産等の管理、有効活用に関すること】

厚生事業団の利用者支援業務マニュアル（平成26年度版）には、災害時に利用者に必要な非常品（飲料水、食糧、物資等）の備蓄が必要である旨が記載されている。また、平成27年4月には三重県厚生事業団事業継続計画が策定され、災害等への対応が図られているが、当該計画に添付されている備蓄食材一覧表に記載されているものを確認したところ、いなば園及びグループホーム分の備蓄食材で賞味期限が切れているものが散見されたので、食材の入れ替えルールを定め、定期的な入れ替えを行うことが望ましい。
 なお、備蓄されていた大量の食材が入れ替えにより廃棄されてしまうことの無いよう、今後は食材の賞味期限も勘案した上で、食材を廃棄することなく有効利用することを検討していただきたい。

賞味期限の定期的な確認と入れ替えのルールを定めました。
 また、入れ替えた食材については、利用者の食事の提供などへの利用など有効利用を図ることとします。
 なお、賞味期限切れの食材については、更新を行いました。

⑦ 固定資産の管理について（指摘） 【イ. 資産等の管理、有効活用に関すること】

身体障害者総合福祉センターにおける固定資産台帳は、固定資産の取得時と除却時に固定資産台帳に記録するだけで、期末時点で現物の棚卸は行われていなかった。
 身体障害者総合福祉センターの固定資産管理の規程上も、年に1度固定資産の棚卸を実施しなければならない旨の規定が明記されており、固定資産の管理として各年度ごとに棚卸を実施する必要がある。
 また、いなば園については、各寮で管理している固定資産の中で、利用者の原因で破損し利用者自身の保険により買替・修繕した場合、管理部が把握している固定資産の現物と現在の各寮で管理されている固定資産が別の種類となっているものがあり、記録上の固定資産台帳と現物とを照合できない状態にある。そのため、利用者の都合により買替・修繕を実施した場合にも固定資産台帳の更新を実施すべきである。

期末に固定資産の棚卸を実施し、固定資産の保全状況及び異動について所要の記録を行い、固定資産を管理します。
 また、利用者の原因による買替等の場合にも固定資産台帳の更新を行います。

⑧ 情報機器の物品管理について（指摘） 【エ. 情報セキュリティ、個人情報保護に関すること】

固定資産として計上されない10万円未満の物品については、取得時に購入した物品一覧は記録として残しているが、除却処理等は記録されていない。
 固定資産管理の規定上は、10万円未満の物品については固定資産としての台帳管理は求められてはいないが、PCには個人情報を含む機密情報が含まれているので、金額的な重要性のみでは無く、情報漏えいのリスク等も踏まえ、それぞれに備品ナンバーを割り当てたシールを貼るなどして、慎重に管理する必要がある。

PCについては固定資産として計上されないものも含め全てについて、それぞれにナンバーを割り当てたシールを貼付するとともに、台帳管理を行うようにしました。

テーマ・団体・監査結果	対応方針
<p>⑨ 予算の流用について（指摘） 【ウ. 会計処理、契約事務、財務情報の開示等に関すること】</p>	
<p>「財務規程」では、「予算管理責任者は、予算の執行上必要があると認められた場合には、理事長の承認を得て、拠点区分内における中区分の勘定科目相互間において予算を流用することができる。」としており、日々の支出調書の決裁において理事長が予算残高を留意しつつ承認を行う手順をとっている。</p> <p>しかし、流用の承認手順としては不明確な部分があるため、流用の承認手順を明確化する必要がある。</p>	<p>予算の勘定科目間の流用を行う場合は、流用元を明示した承認手続きに改めることとし、手続きの明確化を図りました。</p>
<p>⑩ 情報セキュリティに関する基本方針及び具体的な対策、手順の策定について（指摘） 【エ. 情報セキュリティ、個人情報保護に関すること】</p>	
<p>個人情報の管理、保護のため、「個人情報保護実施要領」を定めているものの、情報セキュリティ全般に関する基本方針は定められていない。また、「個人情報保護実施要領」には、情報漏えいやコンピューターウイルス等から情報資産を守るための具体的な対策、手順が定められていない。</p> <p>さらに、情報セキュリティならびに個人情報保護に関しての業務従事者の意識を向上させるための施策としての、教育、研修が実施されていなかった。</p> <p>情報セキュリティ全般に係る基本方針が定められておらず、また、情報セキュリティに関する教育、研修等が実施されていない場合、セキュリティ対策が組織的に行われず、業務従事者の個々の判断で対策がなされ、情報漏えい等のセキュリティ事故が発生するおそれがある。</p> <p>このため、情報セキュリティに関する基本方針を定めることで組織としてのセキュリティに対する取組を明文化する必要がある。また、情報漏えいやコンピューターウイルス等から情報資産を守るための具体的な対策、手順を定めることが必要である。</p>	<p>平成27年度中に情報セキュリティに関する基本方針を定め、教育研修など組織としてのセキュリティに対する取組及び個人情報の安全管理のための具体的な対策、手順などを明文化し、適切な措置を講じていきます。</p>

テーマ・団体・監査結果	対応方針
⑪ 業務システムに係るパスワード方針の整備について（指摘） 【エ. 情報セキュリティ、個人情報保護に関すること】	
<p>障害福祉システムへログインするために用いられるパスワードは設定されておらず、ユーザーIDのみによってデータにアクセスできる状況にあった。</p> <p>また、いなば園においてはPC起動時に必要とされるパスワードは導入時に業者が設定したものをそのまま使用しており、定期変更等のパスワード漏えい対策は特に講じていない。</p> <p>パスワードに関する方針が無い場合、不正アクセス及び情報漏えいにつながる可能性が高まるので、パスワードに関する一定の方針（複雑性、桁数、有効期限等）を設定し、遵守しなければならない。</p>	<p>障害福祉システムへログインするためのパスワードを設定しました。</p> <p>また、平成27年度中にパスワードに関する方針を定め、パスワードを適切に管理していきます。</p>
⑫ 保有個人情報の把握について（指摘） 【エ. 情報セキュリティ、個人情報保護に関すること】	
<p>厚生事業団が保有している個人情報データベース等については、一覧表が作成されているが、平成26年7月に作成された個人情報データベース等の一覧には、実際に保有している身体障害者総合福祉センターの利用者に係る情報及びいなば園診療所のカルテの個人情報データベースが記載されていない。</p> <p>個人情報の存在が適切に把握されないことで、個人情報の漏えい、滅失またはき損その他の事故等に対する安全管理のために必要な措置が適切に講じられないおそれがある。また、本人からの求めによる個人情報の開示、利用停止に適切に対応できないおそれがある。</p> <p>厚生事業団で保有する個人情報を適切に把握するために、台帳の整備及び状況に応じた更新等の具体的な対策を講じるべきである。</p>	<p>個人情報の総点検を行い、記載されていなかった個人情報を含めて個人情報台帳を整備しました。</p> <p>また、個人情報データベースの新規整備や廃止時等に個人情報台帳の更新を行うとともに、期末時点で個人情報台帳を確認することとし、個人情報の適切な管理を行います。</p>
⑬ ウイルス対策ソフトの設定、運用について（指摘） 【エ. 情報セキュリティ、個人情報保護に関すること】	
<p>セキュリティ対策ソフトが設定された事業団管理の146台のPCのうち11台についてはウイルスパターンファイルが最新の状態に更新されておらず、セキュリティリスクの高い状況に置かれていた。</p> <p>ウイルス対策ソフトのウイルスパターンファイルが最新の状態に更新されていることについて定期的な確認等を行い、セキュリティリスクを低減させなければならない。</p>	<p>保有する全てのPCのウイルス対策ソフトを最新の状態に更新しました。また、サーバーでアップデートの状況を定期的に確認し、ウイルスパターンファイルが最新状態を保つようにしました。</p>

テーマ・団体・監査結果	対応方針
2. 公益財団法人三重県生活衛生営業指導センター	
① 予算の流用について（指摘） 【ウ. 会計処理、契約事務、財務情報の開示等に関すること】	
<p>生活衛生営業指導センターにおける予算の変更は、補正によって対応しているが、これは理事会による事後承認となっていることから、少額な変更については流用の手続により適時に承認を受けるべきである。</p> <p>なお、流用の決裁権限者は理事長とされているが、必要な統制と実務的な利便性のバランスを考慮した上で、金額に応じて適切に委譲することも考えられる。</p>	<p>予算流用の手続きは、会計処理の規定に基づき、今後、適時承認を得て行うこととします。</p> <p>なお、全て理事長となっている承認については、今後、金額に応じて決裁権限を委譲する規定の改正を行います。</p>
② 情報セキュリティに関する基本方針及び具体的な対策、手順の策定について（指摘） 【エ. 情報セキュリティ、個人情報保護に関すること】	
<p>生活衛生営業指導センターでは個人情報の管理、保護のため、個人情報保護実施要領を定めているものの、情報セキュリティ全般に関する基本方針は定められていない。また、個人情報保護実施要領には、漏えいやウイルス等から情報資産を守るための具体的な対策、手順が定められていない。</p> <p>業務活動を正常かつ円滑に行う上で、情報セキュリティの確保は重要課題のひとつであることから、情報セキュリティに関する基本方針を定めることで組織としてのセキュリティに対する取組を明文化する必要がある。また、漏えいやウイルス等から情報資産を守るための具体的な対策、手順を定めることが必要である。</p>	<p>平成27年度中に情報セキュリティに関する基本方針を定め、教育研修など組織としてのセキュリティに対する取組及び個人情報の安全管理のための具体的な対策、手順などを明文化し適切な措置を講じます。</p>
③ 個人情報保護実施要領について（指摘） 【エ. 情報セキュリティ、個人情報保護に関すること】	
<p>生活衛生営業指導センターで定める個人情報保護実施要領には、専務理事による監査の実施についての定めがあるものの、専務理事による個人情報管理状況の点検は日常的なチェックにとどまっていた。</p> <p>個人情報の安全管理のため、個人情報保護実施要領の定めに従い、定期的な監査を実施しなければならない。</p>	<p>今後は、規定どおり監査を適正に実施します。</p>

テーマ・団体・監査結果	対応方針
<p>④ 業務システムに係るパスワードの管理について（指摘）【エ. 情報セキュリティ、個人情報保護に関すること】</p> <p>生活衛生営業指導センターで使用している業務用端末の起動、及び会計システムなどの業務アプリケーションの使用にあたってはパスワードによる認証が必要となるが、そのパスワードは導入時に業者が設定したものをそのまま使用しており、定期変更などは行われていない。また、パスワードポリシーは存在しない。</p> <p>パスワードの管理が適切に行われないことで不正アクセスにつながる可能性があるため、今後パスワードに関する一定の方針（複雑性・桁数・有効期限等）を設定し、遵守していく必要がある。</p>	<p>平成27年度中に情報セキュリティに関する基本方針を定め、外部の者に容易に推測され難いパスワードの設定について、使用文字及び数字の組合せ、桁数、更新期限等について基準を設け、パスワードを適切に管理します。</p>
<p>⑤ 業務アプリケーションの保守契約について（指摘）【ウ. 会計処理、契約事務、財務情報の開示等に関すること】</p> <p>会計システムについては業務アプリケーションシステム提供者に対して年間保守費用を支払い、問い合わせ対応、無償バージョンアップ等の保守サービスの提供を受けている。ただし、保守契約の締結にあたって、必要な決裁を受けていなかった。</p> <p>保守契約の締結は、システム利用環境の担保のほか、情報漏えい防止等のためにも重要であり、契約行為にあたっては定められた手続に従い、適切な決裁を受けなければならない。</p>	<p>今後、契約の締結にあたっては、規定に基づき適切な決裁を受けることとします。</p> <p>なお、現在締結している保守契約について、内容の確認を行ったところ、適切なものでした。</p>
<p>⑥ 不用な情報機器の処分について（意見）【エ. 情報セキュリティ、個人情報保護に関すること】</p> <p>平成27年3月期の貸借対照表に計上されたその他固定資産の中に、使用済となったパソコンが保管されていることが確認された。</p> <p>パソコンについては、重要な情報が含まれていることが考えられるため、情報漏えいリスクを抑えるためにも、適時・適切に処分するよう努められたい。</p>	<p>使用済みパソコンの適切な処分に要する費用確保の見通しが付き次第、適切な処分を行います。</p> <p>なお、処分までの保管については、盗難や紛失が無いよう適切に管理します。</p>

テーマ・団体・監査結果	対応方針
3. 公益財団法人三重こどもわかもの育成財団	
① 青少年育成事業の継続について（意見） 【ア. 事業の推進に関すること】	
<p>公益事業として青少年育成事業を実施しているが、事業に係る経費、人件費をまかなうことができず、損益が継続してマイナスとなっており、特定資産である青少年育成事業積立資産を取り崩すことで対応している。しかし、損益が継続してマイナスとなる状況では、事業の継続性に問題があるため、将来的には基本財産を取崩して填補すべきと考えられる。</p> <p>そのため、青少年育成事業の抜本的な再検討と基本財産の取崩しの判断に関し、具体的なスケジュールを早期に決定して実施していくことが望ましい。</p> <p>また、基本財産にも限りがあることから、長期的に事業を継続、展開していくためには、寄附金、補助金等の収入も確保していくことが望まれる。そのためには、財団の青少年育成事業が広く公益に資することを示す方策が必要と思われる。</p>	<p>青少年育成事業に関して、これまで損益が継続してマイナスとなる中、事業の削減、効率化や人件費の削減などに努め、効果的な事業の実施に注力してきました。</p> <p>今後も、公益財団法人として、青少年を取り巻く新たな課題に対応する事業など、真に必要な事業の効果的、効率的な取組方法などについて、県、市町や青少年健全育成市町民会議など関係機関と議論を深めていきます。また、基本財産の取崩しも含め財源確保に係る方策やスケジュールについて、早期に検討、決定していくこととします。</p>
② 記念グッズの評価について（意見） 【ウ. 会計処理、契約事務、財務情報の開示等に関すること】	
<p>平成20年度に制作した財団設立20周年記念グッズを収益事業の会計において販売用の棚卸資産として保有しているが、記念品として無償配布する等の内部利用が主たる用途となっている。</p> <p>記念グッズの多くは将来外部販売することが困難であると考えられることから、販売用の棚卸資産として計上されている以上、適正な評価基準により、評価減について検討すべきである。記念品として配布することを目的として保有するのであれば、販売用の棚卸資産として評価減を検討する必要はないが、適切な会計上の振替を検討されたい。</p>	<p>現時点では、グッズの劣化や販売価値の低下はないと判断しており、当面は、収益事業会計において保有し、通常の販売単価にて販売するとともに、記念品として配布する際には適切な会計上の振り替えを行います。しかしながら、将来的には適切に評価を行う必要性は生ずるものと考えられるため、その際には評価減についても検討します。</p>
③ ミュージアムショップ等の物品販売に係る業者との契約について（意見） 【ウ. 会計処理、契約事務、財務情報の開示等に関すること】	
<p>ミュージアムショップにおける物品の受託販売等について、業者との間で取引に係る基本事項を定めた覚書を締結しているが、この覚書では、解約や解約時商品が引き取られなかった場合の処分について明確な定めがないため、内容を再検討することが望ましい。</p> <p>また、自動販売機の設置についての契約では、契約違反、破産、差押、反社会勢力、欠品継続等の場合における契約解除条項を設けており、この覚書にも同様の条項を設けることが考えられる。</p>	<p>平成28年度からは、覚書等の作成の際、解約や解約時商品の引き取りに関する定めを明確にするとともに、契約違反、破産、差押、反社会勢力、欠品継続等の場合における契約解除条項を設けます。</p>

テーマ・団体・監査結果	対応方針
④ ドームシアターのプログラム装填費用の会計処理について（指摘） 【ウ. 会計処理、契約事務、財務情報の開示等に関すること】	
<p>ドームシアターに係るプログラム装填業務委託については、プログラムの更新が2～3月に偏るため、プログラム装填に係る契約の多くがこの時期に行われている。</p> <p>今回の監査において確認した業務委託の契約内容は、プログラムの装填作業費と翌年度の使用権利料が合算された契約であり、3月に契約を締結し、3月中にプログラムの装填作業が行われ、3月末までに支払いを完了していた。そのうえで、全額を支払日の属する年度の経費として処理していた。</p> <p>しかし、業務期間が翌年度の部分（使用権利料）については、支払を行った事業年度と業務が提供される事業年度が相違するため、支払を行った会計年度では、翌年度の業務に係る部分を前払金処理とし、翌年度に経費処理する必要がある。</p>	<p>契約の中で、役務提供の発生時期を明確に記載するとともに、必要に応じて、前払い金処理を行うなど適切な会計処理を行います。</p>
⑤ 固定資産の管理について（指摘） 【イ. 資産等の管理、有効活用に関すること】	
<p>(1) 固定資産の除廃却管理について</p> <p>「財務規程」では、固定資産の除却の際には、起案書の作成と常務理事の承認が必要である旨が記載されているが、固定資産の除却に係る申請資料等が作成されていなかった。</p> <p>実際の固定資産の廃棄は、年1度、まとめて引取業者へ処理を依頼している状況であり、各固定資産に係る除却申請資料と、引取の際の引取証明書をまとめて資料管理することが必要と考えられる。</p> <p>(2) 固定資産の実査結果について</p> <p>固定資産の管理台帳に記載されているものについて現物が存在するか、また、現物の存在する固定資産が網羅的に管理台帳に記載されているかの確認調査をしたところ、過年度に除却したものの台帳の処理が徹底されず、管理台帳には存在するが現物資産が存在しないものがあった。</p>	<p>除廃却に係る申請資料については「財務規程」の規定に従い起案書を作成し常務理事の承認を受けるとし、廃棄にかかる資料についても適切に管理します。</p> <p>管理台帳については指摘を受け、記載内容を修正しました。</p> <p>また、固定資産の管理や実査調査に関するマニュアルを作成し組織内共有を図るとともに、実査調査を年1回決算の時期に合わせ確実に実施し、資産管理を徹底します。</p>

テーマ・団体・監査結果	対応方針
<p>⑥ 大型修繕・改修工事の処理について（意見） 【ウ. 会計処理、契約事務、財務情報の開示等に関すること】</p>	
<p>みえこどもの城のトイレに係る大型修繕工事を平成27年3月に実施し、当該費用2,376千円を修繕費として支出している。</p> <p>みえこどもの城の指定管理に係る基本協定書において、30万円以上の修繕については県が当該修繕費用を負担することとなっているが、当該修繕費用については、指定管理料の枠内で、財団が修繕費用を負担している。</p> <p>原則、当該予算見積書には、30万円以上の大型修繕費は織り込まれるべきではないが、例外的に財団側で指定管理料の枠内で修繕費の負担をする場合には、その経緯や内容について文書化等を行い把握しておくことが望ましい。しかし、今回の修繕費については年次協定書及び予算見積書にて包括的に承認がなされているのみであった。</p> <p>また、当該修繕工事の内容は、和式トイレから温水洗浄便座トイレへの改修工事であり、資本的支出として固定資産計上となる可能性が考えられたが、その検討過程が明確になっていなかった。</p> <p>今後このような大型の修繕工事が見込まれる場合においては、県の負担で修繕を行う、もしくは、指定管理料の枠内で財団が修繕を行うかの判断に加え、固定資産計上の必要性や当該処理も見据えて県と協議して対応していくことが望ましい。</p>	<p>今後、みえこどもの城の修繕を行う際には基本協定書に基づき、30万円以上は県において負担、30万円未満は、財団において負担することを徹底するほか、固定資産計上が必要となる改修工事については施設の所有者である県において、実施することとします。あわせて、県と財団の協議内容について、適切に記録することとします。</p>
<p>⑦ 旅費の承認について（指摘） 【ウ. 会計処理、契約事務、財務情報の開示等に関すること】</p>	
<p>出張に際して「私用車・公共交通機関による出張伺い・旅行命令簿」を作成し、上席者が承認を行っているが、事務局長の申請については、副館長が承認していたので、上席者である常務理事の承認が必要であり、規定を順守すべきである。</p>	<p>処務規定の定めどおり確実に決裁することを徹底するため、決裁権限者について組織内で周知するとともに、平成27年10月より、役職者による点検を日常的に行うこととしました。</p>
<p>⑧ 金銭仮払い処理について（指摘） 【イ. 資産等の管理、有効活用に関すること】</p>	
<p>金銭仮払いについては、「財務規程」では、金銭の支払いに該当する取引であり、受取者の署名・押印の記載された領収書を授受する必要がある旨記載されている。しかし、現状金銭仮払いの処理については金銭出納帳による出納管理のみとなっており、金銭授受に係る資料（領収書等）管理がされていないので、今後、金銭出納帳に記載されている項目（仮払い日、仮払い金額）に加え、仮受者、支払処理担当者、精算日の追加記載を行う、もしくは別途、金銭仮払い台帳を作成し管理する必要がある。</p>	<p>今回の指摘を受け、平成27年10月から、金銭仮払いの処理については金銭出納帳による管理に加え、金銭仮払い台帳を作成し管理しています。</p>

テーマ・団体・監査結果	対応方針
<p>⑨ 書き損じ領収書の管理について（指摘） 【イ. 資産等の管理、有効活用に関すること】</p> <p>使用済領収証の綴りを閲覧した結果、書き損じの領収書とその控を併せて保管すべきにも関わらず、控のみのものが複数存在したため、今後、書き損じの場合は原本を回収し、控と併せて保管をする必要がある。</p>	<p>今回の指摘を受け、書損じ領収書の管理方法を職員に周知徹底し、平成27年10月から原本と控を併せた保管を行っています。</p>
<p>⑩ 理事会並びに評議員会の開催手続について（指摘） 【ウ. 会計処理、契約事務、財務情報の開示等に関すること】</p> <p>平成26年度の理事会及び評議員会の開催にあたっては、「処務規程」では、理事会並びに評議員会の招集及び議案の提出は理事長の決裁事項であるが、開催についての起案書には理事長の承認が行われていなかった。議案には重要事項も含まれるため、「処務規程」どおり対応すべきである。</p>	<p>平成26年度においては、起案書での理事長の承認が行われていませんでしたが、平成27年度開催の理事会・評議員会については、規定どおり対応しており、今後も規程を遵守することとします。</p>
<p>⑪ 予算の流用について（指摘） 【ウ. 会計処理、契約事務、財務情報の開示等に関すること】</p> <p>予算の流用については、「支出予算の各科目の金額は、相互に流用してはならない。但し、理事長が特に必要と認めた場合は、各項相互間において流用することができる。」と定めている。</p> <p>平成26年度においては、予算額167,157千円に対して決算額は167,686千円であり、決算額が予算額を529千円上回っているが、少額の差異ということで補正予算は組まれていない。また、予算の流用手続も行われていない。予算を変更する場合には、事前に予算の補正あるいは流用の手続を行い、理事会等による承認を受ける必要がある。</p>	<p>今後は、財務規定に従い、理事長の承認を経て、予算流用を行った後、理事会において補正予算の承認を受けることとします。</p>
<p>⑫ ホームページにおける情報の開示について（意見） 【ウ. 会計処理、契約事務、財務情報の開示等に関すること】</p> <p>財団のホームページについて、財産目録、財務諸表に関する注記等の情報は開示されておらず、また、財務状況の判断に資する期間比較情報も開示されていないため、財団の財務の概要を理解するために必要十分な情報が開示されていないので、積極的な情報開示に努めることが望まれる。</p>	<p>財務の概要を理解し比較していただくために、平成27年度決算公開時から、財産目録、財務諸表に関する注記を開示するとともに、過去3年度分の情報を公開することとします。</p>

テーマ・団体・監査結果	対応方針
<p>⑬ 財務規程等の規程の整合性について（意見） 【ウ. 会計処理、契約事務、財務情報の開示等に関すること】</p> <p>「財務規程」において、固定資産の取得に係る決裁権限者が「処務規程」に従うものとして記載がされているが、「処務規程」においては、固定資産取得の決裁権限者の記載はなく、類似する項目として備品購入費の決裁権限者が定められているのみとなっている。規程から他の規程に参照されている場合においては、規程間の整合性や明瞭性の観点から対象項目を明確に整合させることが望ましい。</p>	<p>固定資産の取得については、処務規定の決裁区分にある「重要な契約」として決裁を行ってきましたが、再度、決裁区分を検証し、より明瞭となるよう「固定資産の購入」等の区分を設けることを平成28年3月開催の理事会に諮り、規程間の整合を図ります。</p>
<p>⑭ 随意契約の締結について（指摘） 【ウ. 会計処理、契約事務、財務情報の開示等に関すること】</p> <p>平成26年度に行った次の随意契約については、いずれも随意契約とすべき理由が起案書等に明らかにされておらず、また業者選定の理由も明示されていなかった。また、それぞれ価格が10万円以上であるが「財務規程」に基づく2人以上からの見積りを徴していなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> i パソコン・ネットワークサポート保守契約（起案日：平成26年7月17日） ii PC廃棄処理（起案日：平成26年8月22日） iii ウィルス対策ソフト更新（起案日：平成26年11月17日） <p>随意契約による場合、競争の原理が働かず、価格の妥当性が不透明となるおそれがあるため、随意契約締結の際には、随意契約によらなければならない理由を明らかにし、また業者選定の理由も明示したうえで決裁を受けなければならない。また、一定金額以上の調達等を行う場合は「財務規程」での定めにしたがい、2人以上からの見積りを徴することで価格の妥当性を検証すべきである。</p>	<p>随意契約を行う際には、財務規定に基づき、随意契約の理由、業者選定の理由を明確にし、決裁を受けることとします。また、2人以上から適切に見積もりを徴することとします。</p> <p>なお、このことも含め、出納事務のマニュアルを作成し組織内で共有します。</p>
<p>⑮ 業務システムに係るパスワード方針の整備について（指摘） 【エ. 情報セキュリティ、個人情報保護に関すること】</p> <p>業務アプリケーションである会計システム、給与システムは、使用するにあたってパスワードによる認証が必要となっているが、これらに用いられているパスワードは、導入時に業者が設定したものをそのまま使用しており、定期変更等の漏えい対策は特に講じられていない。</p> <p>また、財団にはパスワードポリシーは存在せず、Windowsパスワードについても、類推の容易なパスワードが設定されている。</p> <p>財団として、パスワードに関する一定の方針（複雑性、桁数、有効期限等）を策定し、遵守すべきである。</p>	<p>パスワード設定に関する一定の基準（内規）を作成し、平成28年1月に開催した職員研修にて周知し、パスワードの変更の実施を徹底しました。</p>

テーマ・団体・監査結果	対応方針
<p>⑯ 保有個人情報の把握について（指摘） 【エ. 情報セキュリティ、個人情報保護に関すること】</p> <p>「みえこどもの城の管理に関する基本協定書」には、個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録することとしているが、個人情報を管理するための台帳を整備していない。保持する個人情報の存在を把握することは個人情報管理の前提となるものであることから、今後、上記基本協定書の定めに従い、保持する個人情報を管理台帳に記録し、個人情報の管理を適切に行う必要がある。</p>	<p>基本協定書の定めに従い、保有個人情報を管理するための台帳を整備しました。</p>
<p>⑰ 情報機器等の廃棄について（指摘） 【エ. 情報セキュリティ、個人情報保護に関すること】</p> <p>平成26年8月に従来使用していたPC41台、NAS等の廃棄を行っている。これらの情報機器類は、PC、ネットワークの調達、保守を委託している業者に対して、産業廃棄物処理が委託できるかどうか確認を行った上で廃棄処分の依頼を行っているが、当該業者は産業廃棄物処理の許可を受けていない業者であった。</p> <p>情報機器等の廃棄の委託は、委託先が許可を受けた業者であるかどうかについて、業者自身への確認にとどまらず、公開情報である産業廃棄物処理業者名簿を参照する等して確認を行ったうえで業者選定を行うべきである。</p>	<p>産業廃棄物の廃棄にあたっては、委託先が許可を受けた業者であるか、確実に確認することを徹底します。また、廃棄物の取扱いについてのマニュアルを作成するとともに、研修を実施し、職員に周知しました。</p>
<p>⑱ 個人情報等を保持した機器の廃棄について（指摘） 【エ. 情報セキュリティ、個人情報保護に関すること】</p> <p>「みえこどもの城の管理に関する基本協定書」では、財団が個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、廃棄又は消去の内容及び責任者を記録し、書面により県に報告しなければならないとしている。しかし、平成26年8月に行われた、個人情報を取扱っていたPC及びNASの廃棄について、財団から県への報告は行われておらず、個人情報の消去の状況も記録として残されていない状況にあった。</p> <p>個人情報の消去、廃棄が適切に行われない場合、個人情報漏えいのリスクが高まることから、基本協定書での定めに従い、財団は、保持する個人情報の消去、廃棄を行う際には書面による報告を徹底する必要がある。</p>	<p>個人情報の管理は台帳に基づき行い、消去、廃棄の際には、書面による県への報告を徹底します。</p>

テーマ・団体・監査結果	対応方針
⑬ ウイルス対策ソフトの設定、運用について（指摘）【エ. 情報セキュリティ、個人情報保護に関すること】	
<p>使用しているPC33台のうち、5台についてウイルス対策ソフトの設定がされていなかった。この5台のうち、2台についてはネットワークに接続していないことを理由としてウイルス対策ソフトが設定されておらず、3台についてはウイルス対策ソフトの年間更新費用を支払っているにもかかわらず、実際にはウイルス対策ソフトの設定がされていなかった。</p> <p>このようにウイルス対策ソフトが設定されていない状況ではウイルス感染のリスクが高まり、ネットワークに接続されていないPCについてもUSBメモリ等を介したウイルス感染の可能性があるため、適切な対策を講じるべきである。</p>	<p>ネットワークに接続されていないパソコンも含め、ウイルス対策ソフトが未設定であるパソコンについては、直ちに設定しました。今後も設定漏れがないよう確認します。</p> <p>また、USBメモリ等からのウイルス感染を防ぐため、USBメモリ等の取扱い指針を作成し、適切に使用します。</p>

平成26年度 包括外部監査結果に対する対応結果
(健康福祉部)

テーマ・事業・監査結果	対応結果
テーマ：外部委託に関する事務の執行について	
1. 狂犬病予防及び動物愛護管理推進事業業務委託	
① 四日市市との費用分担について（指摘）【エ、履行や成果の確認について】	
<p>年度末に受託業務による剰余金が生じた場合には、四日市市と協議のうえ、業務量を反映する比率として人口比を採用し、両者に戻入する方法で費用分担を実施している。本来、按分計算にあたっては、三重県分、四日市市分を区分して実際の業務量を把握し、それぞれの積算と比較して、別々に精算を実施すべきである。また、業務の区分が困難である場合は、業務委託金額の比による按分等を行うなど、今後は合理的な費用分担について検討する必要がある。</p>	<p>四日市市と協議のうえ、平成26年度分から業務委託金額の比による按分等に基づき精算を行っています。</p>
② 予定価格の設定にかかる積算（減価償却費、退職金引当費用）について（指摘）【イ、予定価格の設定について】	
<p>減価償却費と退職金引当を予定価格に算入しているが、これらは、四日市市との間で分担すべき費用であることから、今後は積算の時点で、合理的な按分比率を使用し、三重県の負担額のみを予定価格に算入する必要がある。</p>	<p>減価償却費及び退職金引当費用の予定価格設定時における積算については、平成27年度事業分から三重県の負担額のみを予定価格に反映しています。</p>
③ 予定価格の設定にかかる積算（人件費）について（指摘）【イ、予定価格の設定について】	
<p>予定価格の積算に用いる人件費の単価の算定において、年間総労働時間に県と四日市市の人口比より算出した按分比を乗ずるのは合理的といえない。</p>	<p>人件費の積算に用いる単価については、平成27年度事業分から業務委託の比に基づき積算して設定しています。</p>

テーマ・事業・監査結果	対応結果
2. ライフイノベーション推進先進技術促進緊急雇用創出事業委託	
① 随意契約理由の記載について(指摘)【ウ、随意契約理由について】	
<p>鈴鹿医療科学大学と随意契約を行う合理性はあると思われるが、委託先の要件が明確に示されていないことから、鈴鹿医療科学大学と随意契約する明確な理由につながっていない。このため、随意契約理由を十分かつ適切に記載することが必要である。</p>	<p>随意契約を行う場合には、委託先の要件設定について委託業務の目的・趣旨に照らして適切かつ正確なものとなっているか、また具体的な理由が記載されているか十分な確認を行っています。</p>
② 事業内容について(指摘)【ア、効果的・効率的な事業実施について】	
<p>本委託業務は、医療・健康・福祉分野の啓発活動という目的だけではなく、実際には緊急雇用創出事業実施要領に基づく事業であり、本委託業務を行うことによる直接的な雇用創出が第一義的な目的であるが、その点を考慮したとしても、事業内容は委託先構内での数回のパネル展示と一民間企業が開発した福祉事業にも活用可能な産業機械の紹介にとどまっているともいえ、事業規模と比較してその内容は伴っていないと思われる。支出に見合った十分な活動成果を上げる必要があった。</p>	<p>今後、類似の委託業務を行う際には、事業規模に見合った成果が得られるよう十分検討したうえで行うこととしています。</p>
3. 平成25年度 離職者等就労支援事業	
① 委託業務の拡充について(意見)【ア、効果的・効率的な事業実施について】	
<p>介護職員初任者研修に関し、本委託事業には各回40名の定員が設けられており、受講希望者は延べ231名存在していたのに対し、受講希望者の半数以上にあたる延べ117名が受講することができなかった。県は介護職員初任者研修課程の指定事業者として60の事業者を指定しており、指定事業者であれば当該業務は実施可能である。この指定事業者からは講師の派遣を受けること等で人的資源に余裕が生まれ、開講数を増やすことが考えられる。また、日程の調整等を工夫することで、開講数を増やす余地があるように思われる。</p>	<p>平成25・26年度は年間3課程(定員117名)で実施しましたが、平成27年度は、学生等を対象とした1課程(定員39名)を増やし、年間4課程(定員156名)に事業を拡充して実施しています。</p>

テーマ・事業・監査結果	対応結果
4. 平成25年度 福祉・介護人材マッチング支援事業	
① システム改修費用の積算について（指摘）【イ、予定価格の設定について】	
<p>平成24年度及び平成25年度において、潜在的有資格者等データ整備・管理に関するシステム改修費が積算されたが、実際には改修の必要はなく、改修費用は発生しなかった。特に継続的に実施される事業において、過年度に不要と判断された事項を積算する場合、予定価格を適切に算定するため当該事項の事業遂行上の要否をより綿密に検討する必要がある。</p>	<p>平成27年度から継続事業においては、過年度に不要と判断された事項について、翌年度の必要性を十分に検討し、予定価格を適切に積算しています。</p>
② キャリア支援専門員にかかる人件費について（意見）【イ、予定価格の設定について】	
<p>平成24年度及び平成25年度において、キャリア支援専門員にかかる人件費総額について、最終契約額が減額されている。継続する事業において、予定価格をより適切なものにするためには、積算額と実績が大きくかい離した場合、仕様書どおりの履行を確認できたのであれば、積算額の妥当性について再度検討し、翌事業年度の予定価格の積算に反映すべきである。</p>	<p>平成27年度から継続事業において、履行実績を確認するとともに、積算の妥当性について、十分に検討を行い、予定価格を適切に積算しています。</p>
③ 委託料の確定について（指摘）【エ、履行や成果の確認について】	
<p>本委託業務は、委託業務に要した経費を委託料とするものであり、委託先により報告された経費を県の負担とすることが適当なものか検討する必要がある。そのため、経費の内訳を単に把握するだけでなく、その経費が実在したものであること、委託業務を遂行するためのものであること、非効率なものでないことを確かめることが必要である。具体的には、経費一件ごとの明細を入手して、請求書等により経費の実在性や委託業務という目的への適合性等を確認し、必要に応じてヒアリングを行うことが求められる。ただし、経費の件数は膨大であることから、全件の確認作業を行うことは現実的でなく、多額のものや不自然なものについて明細を閲覧し、重点的に確認することが効率性の観点から妥当と考える。</p>	<p>平成26年度の委託料の確定から、多額な費用にかかる事項等を抽出し、仕様書と照らし合わせるとともに、聴き取りを行うなど、経費の実在性や目的への適合性等を確認しています。</p>

テーマ・事業・監査結果	対応結果
5. 平成25年度 福祉・介護の魅力発信事業	
① 実績報告書に掲載された広告について（指摘）【エ、履行や成果の確認について】	
<p>成果物として提出された実績報告書の末尾に、社会福祉法人 全国社会福祉協議会の保険広告が2ページにわたり掲載されていた。当該広告の掲載については、仕様書に記載されておらず、事前の合意もなかった。なお、この広告が実績報告書に掲載されていることで、県が広告料収入を得ていることはなかった。今後、県の許可なく委託の成果物に広告等を掲載しないよう指導すべきである。</p>	<p>県の許可なく委託の成果物に広告等を掲載しないよう徹底しました。</p>
6. シニア社会活動・健康づくり推進事業委託	
① 履行確認について（意見）【エ、履行や成果の確認について】	
<p>ねんりんピックへの派遣事業の詳細について、実績報告書を入力した段階でヒアリングを実施し、内容確認等を行っているが、履行確認の記録資料は保存されていなかった。委託者として、支出内容の妥当性について確認したことを明らかにするためにも、資料を保存することが望ましいと考える。</p>	<p>平成26年度から履行確認の結果を記録し、委託先の関係書類等の写しとともに保存しています。</p>
7. 精神通院公費診療報酬事務費(単価契約)	
① 履行確認について（意見）【エ、履行や成果の確認について】	
<p>本委託業務の履行確認では、県は委託先から県の負担額の審査・算定結果を入手するとともに、精神病床を有する18病院について抜き取りでレセプトとカルテの照合を行っている。しかし、その他の診療所等ではこうした照合等の手続きが行われていない。診療所は多額の公費診療報酬が生じるわけではないが、多数存在することから全体では金額的影響がある。このため、履行確認の対象範囲をより一層拡大し、診療所等を含めることが望ましい。一定額以上のものを対象としたり、ローテーションの考え方をを用いて対象とする診療所等を決定したりするなど、効率性及び実行可能性の観点もふまえ、履行確認の対象を検討されたい。</p>	<p>平成27年度から、診療所等についても、抽出により履行確認することとしています。</p>

テーマ・事業・監査結果	対応結果
8. 精神科救急医療システム運用事業委託	
① 事業計画書の入手について（指摘）【エ、履行や成果の確認について】	
<p>本業務委託の委託契約書第4条によれば、受託者は年間の事業計画書を県に提出し、県の承認を受けるものとされている。しかし、実際には事業計画書は県に提出されておらず、同委託契約書第5条に基づき、受託者が県に毎月提出している当番表を事業計画書の提出とみなしていた。県は受託者に事業計画書の提出を求めるべきであった。</p>	<p>平成27年度から事業計画書を提出させることとしています。</p>
9. 三重県障がい者就労安心事業	
① 有効活用について（意見）【ア、効果的・効率的な事業実施について】	
<p>平成19年度と比べて平成25年度の支援人数は約2倍になっており、本委託業務による支援を求める障がい者が増えているが、予算による制約があること及び業務内容が変わってきたことから、障がい者1人当たり単価は低下する傾向にある。県は、支援を必要とする潜在的な人数を把握するとともに、支援回数や支援方法について検討し、より効果的に事業を実施するよう努めていただきたい。</p>	<p>障害者福祉施設からの一般就労者(平成26年度161人)のうち支援を必要とする対象者の当事業の積極的な利用について、事業所等に周知、依頼することにより、支援対象者の把握を行っています。それぞれの対象者のニーズにあった支援が行えるよう、対象となる障がい者や事業を実施する事業所等の意見をお聴きしながら、支援回数、単価等を検討し、限られた予算の中で効果的な事業の実施に努めています。</p>
10. 三重県周産期医療ネットワークシステム運営研究事業(妊産婦)委託	
① 履行確認について（指摘）【エ、履行や成果の確認について】	
<p>委託先から提出された事業報告書には、所定の報告事項である1)他の周産期母子医療センターと産婦人科医会及び消防機関等と調整した内容とその結果、2)緊急搬送に必要な共通用紙の作成枚数と配布先、3)各産科医療機関からの相談・問い合わせ等の対応内容についての記載がなかった。また、セミナーの開催実績や研修受講実績とその成果の分析については、セミナー開催実績の記載のみであり、その成果の分析についての記載はなかった。所定の報告事項を記載していないこの事業報告書を見て、確認することは適切ではない。履行確認を慎重に行う必要がある。</p>	<p>事業者に対し、仕様書に記載してある所定の報告事項を報告書に記載するよう指示しました。その結果、平成26年度事業の履行確認から、提出された事業報告書に所定の報告事項が掲載されていることを確認しています。</p>

テーマ・事業・監査結果	対応結果
11. 三重県広域災害・救急医療情報システム運営事業	
① 委託料の確定について(指摘)【エ、履行や成果の確認について】	
<p>本委託業務は、委託業務に要した経費を委託料とするものであり、委託先により報告された経費を県の負担とすることが適当なものか検討する必要がある。そのため、経費の内訳を単に把握するだけでなく、その経費が実在したものであること、委託業務を遂行するためのものであること、非効率なものでないことを確かめることが必要である。具体的には、経費一件ごとの明細を入手して、請求書等により経費の実在性や委託業務という目的への適合性等を確認し、必要に応じてヒアリングを行うことが求められる。ただし、経費の件数は膨大であることから、全件の確認作業を行うことは現実的ではなく、多額のものや明細を閲覧して不自然なものを重点的に確認することが効率性の観点から妥当なものと考えられる。</p>	<p>平成26年度の委託料の確定から、多額な費用にかかる事項を抽出し、請求書により委託業務の経費の実在性や目的への適合性を確認しています。</p>
12. 三重県地域医療研修センター事業委託	
① 委託料の確定について(指摘)【エ、履行や成果の確認について】	
<p>本委託業務は、委託業務に要した経費を委託料とするものであり、委託先により報告された経費が適当なものか検討する必要がある。そのため、経費の内訳を単に把握するだけでなく、その経費が実在したものであること、委託業務を遂行するためのものであること、非効率なものでないことを確かめることが必要である。</p> <p>具体的には、経費一件ごとの明細を入手して、請求書等により経費の実在性や委託業務という目的への適合性等を確認し、必要に応じてヒアリングを行うことが求められる。ただし、経費の件数は膨大であることから、全件の確認作業を行うことは現実的ではなく、多額のものや明細を閲覧して不自然なものを重点的に確認することが効率性の観点から妥当なものと考えられる。</p>	<p>平成26年度の委託料の確定から、多額な費用にかかる事項を抽出し、請求書により委託業務の経費の実在性や目的への適合性等を確認しています。</p>
② 委託費で取得した備品等について(意見)【オ、その他】	
<p>資産購入費で統計分析ソフト、プロジェクターが取得された。このような複数年にわたり使用することができる固定資産については、耐用年数にわたり使用できるように台帳等による適切な管理を行うことが求められる。</p> <p>委託費で取得した備品等については適切に管理がなされるように、契約書もしくは仕様書において、備品等の管理の必要性について明記すべきである。</p>	<p>委託契約の中に複数年にわたり使用できる備品購入が含まれる場合は、契約書等で台帳整理等、適切な管理方法について定めることとしました。</p>

テーマ・事業・監査結果	対応結果
13. 難病相談支援センター事業	
① 予定価格の設定にかかる積算について(意見)【イ、予定価格の設定について】	
<p>現在、報償費の積算に利用している報酬単価は通常の医師の報酬よりも相当低く、この報酬を前提に契約金額が定められていることは、医師の善意に頼って業務を行っているものと考えられ、短期的に適正な報酬とすることが困難だとしても、可能な範囲で医師の報酬を見直しすることを検討されたい。</p>	<p>当該事業の報償費は、相談会を年数回開催するにあたって、出席していただく医師への謝礼にあたるものであり、国庫補助事業において規定されている非常勤として雇い上げる医師の報酬単価を用いています。今後も適切な金額のあり方について、検討していきます。</p>
14. 平成25年度若年層の自殺対策推進体制構築事業	
① 研修会の実施地域の偏りについて(意見)【ア、効果的・効率的な事業実施について】	
<p>研修会の実施地域について、地域的な偏りが生じるのは、仕様書において希望する教育委員会若しくは学校に対して研修会を実施するとあり、本委託業務を有用なものと判断した一部の教育委員会からのみ依頼を受けているため、当該教育委員会に属する中学校に開催が集中しているものと推定される。本委託事業は有用な事業と考えられるものであり、事業の有用性を各教育委員会や学校が理解し、研修会の開催を希望してもらうために、研修会の視察やアンケート結果を見せるなどにより、積極的な働きかけを行うことが望まれる。</p>	<p>生徒への出前授業については、北勢、中勢、南勢、伊賀、紀州等県内全地域での実施に努めるよう、委託仕様書に記載しました。また、教師及び保護者への研修会についても、各市町の教育委員会及び学校に理解し、希望してもらえるように働きかけています。今後も引き続き当該事業の有用性について、積極的に働きかけを行います。</p>
15. 障がい者(児)歯科医療事業業務委託	
① 変更契約にかかる成果の報告について(指摘)【エ、履行や成果の確認について】	
<p>障がい者(児)歯科医療技術者養成実習について、県が委託先に求めた報告内容は、開催日、担当指導員と謝金の内訳であるが、この報告内容では、仕様書のとおり実習が行われているかどうか分からず、事実を確認しようにも報酬を受領した担当指導員に確認するしか術はない。今後は、委託者が事業を実施したことを確認できるように、少なくとも、実習毎に参加した歯科医師や歯科衛生士の氏名を記載するなど、適切な成果の報告を求めるべきである。</p>	<p>平成26年度の報告から、実習毎に参加した歯科医師や歯科衛生士の氏名を記載するなど、実績報告の様式を変更し、事業の成果が報告書にて確認できるようにしています。</p>

テーマ・事業・監査結果	対応結果
16. がん検診受診促進・精度管理事業業務委託	
① 予定価格の設定にかかる積算について（指摘）【イ、予定価格の設定について】	
<p>本委託業務では予算策定時の参考見積書の金額をそのまま予定価格としており、当該金額は前年度とも同額である。予定価格は契約を締結する場合の契約金額の基準となる価格であるが、積算の根拠が不明確なことから判断基準としては不十分である。</p> <p>類似業務の金額・単価と比較するなど経済的実態をふまえた上で、年度ごとに積算を行い、妥当性を検証できるようにすべきである。</p>	<p>平成27年度の予定価格の設定から、参考見積書のみを拠り所とするのではなく、過年度の実施状況（実績）や類似業務の金額・単価をふまえ、年度ごとに見直しを行い、適切に積算しています。</p>
17. 三重県地域がん登録運営事業委託	
① 予定価格の設定にかかる積算について（指摘）【イ、予定価格の設定について】	
<p>本委託契約では以前に入手した参考見積書の金額をそのまま予定価格としており、当該金額は前年度とも同額である。予定価格は契約締結する場合の契約金額の基準となる価格であるが、積算の根拠が不明確なことから判断基準としては不十分である。</p> <p>類似業務の金額・単価と比較するなど経済的実態をふまえた上で、年度ごとに積算を行い、妥当性を検証できるようにすべきである。</p>	<p>平成27年度の予定価格の設定から、参考見積書のみを拠り所とするのではなく、過年度の実施状況（実績）や類似業務の金額・単価をふまえ、年度ごとに見直しを行い、適切に積算しています。</p>
18. 母子寡婦福祉資金電子計算事務処理委託	
① 予定価格の設定にかかる積算について（意見）【イ、予定価格の設定について】	
<p>本委託業務は継続的な契約であるため、平成25年度の契約時には、過年度の実施状況から、各作業項目別に人件費、経費、用紙代等の単価及び数量を明示した設計金額の内訳を作成することが可能であったと考えられる。そして、平成25年度の契約時には、県がそのような内訳を基に単価面、数量面から契約金額の合理性を検討することが望ましかった。</p>	<p>今後、同様の業務を継続的に委託する場合の予定価格の設定については、前年度の委託先の見積書を参考とするのではなく、過年度の実施状況（実績）から各項目の必要額を積算します。</p>
19. 先天性代謝異常等検査事業業務委託	
① 随意契約理由の記載について（指摘）【ウ、随意契約理由について】	
<p>検査業務のほかにも、委託する際の条件である調査・研究・医療介入・治療や県内治療機関が集まったの研修会の実施などをふまえると、国立大学法人三重大学と随意契約を締結する合理性はあると思われるが、随意契約理由書の記載からはその合理性が確認できない。随意契約理由を十分かつ適切に記載することが必要である。</p>	<p>平成27年度からは、委託する際の条件をふまえ、効率的・効果的な事業実施のための随意契約の必要性と理由を明確に記載しています。</p>

13 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成27年11月24日～平成28年2月17日)

(健康福祉部)

1 審議会等の名称	三重県立一志病院のあり方に関する検討会
2 開催年月日	平成27年11月25日
3 委員	会 長 竹田 寛 委 員 上野 利通 他10名
4 諮問事項	一志病院の将来のあるべき姿について
5 調査審議結果	委員から一志病院において育成した総合診療医の県内での勤務状況等について報告があり、その後、一志病院のあるべき姿について意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 こども相談支援部会
2 開催年月日	平成27年11月26日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委 員 清水 将之 他4名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	1 一時保護措置の延長、児童福祉法第28条に基づく児童養護施設等への措置等の審議を行った。(1件) 2 今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。(2件) 3 児童福祉法第33条の15に基づく被措置児童虐待に関する対応状況等の報告を行った。(2件)
6 備考	

1 審議会等の名称	東紀州地域医療構想調整会議
2 開催年月日	平成27年11月27日
3 委員	議 長 長谷川 陽 委 員 平谷 一人 他13名
4 諮問事項	東紀州区域の地域医療構想の策定について
5 調査審議結果	東紀州区域の2025年にめざすべき医療提供体制の方向性等について議論を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	伊賀地域医療構想調整会議
2 開催年月日	平成27年12月1日
3 委員	議長 水谷 敬一 委員 矢倉 政則 他11名
4 諮問事項	伊賀地域の地域医療構想の策定について
5 調査審議結果	伊賀地域の2025年にめざすべき医療提供体制の方向性等について議論を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	伊勢志摩地域医療構想調整会議
2 開催年月日	平成27年12月1日
3 委員	議長 畠中 節夫 委員 羽根 靖之 他16名
4 諮問事項	伊勢志摩地域の地域医療構想の策定について
5 調査審議結果	伊勢志摩地域の2025年にめざすべき医療提供体制の方向性等について議論を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	津地域医療構想調整会議
2 開催年月日	平成27年12月3日
3 委員	議長 浦和 健人 委員 上野 利通 他12名
4 諮問事項	津地域の地域医療構想の策定について
5 調査審議結果	津地域の2025年にめざすべき医療提供体制の方向性等について議論を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	鈴亀地域医療構想調整会議
2 開催年月日	平成27年12月4日
3 委員	議長 西城 英郎 委員 落合 仁 他10名
4 諮問事項	鈴亀地域の地域医療構想の策定について
5 調査審議結果	鈴亀地域の2025年にめざすべき医療提供体制の方向性等について議論を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県障害者介護給付費等及び障害児通所給付費等不服審査会
2 開催年月日	平成27年12月7日
3 委員	会長 長友 薫輝 委員 市川 知恵子 他3名
4 諮問事項	不服審査請求について
5 調査審議結果	不服審査請求に係る処分の妥当性等について審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福審議会 児童福祉専門分科会
2 開催年月日	平成27年12月14日
3 委員	会長 藤原 正範 委員 佐藤 ゆかり 他13名
4 諮問事項	三重県子どもの貧困対策計画(仮称)中間案について
5 調査審議結果	三重県子どもの貧困対策計画(仮称)の中間案について、その策定状況を報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 身体障害者福祉専門分科会 審査部会
2 開催年月日	平成27年12月15日
3 委員	部会長 杉村 芳樹 委員 長谷川 正裕 他4名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	5名の医師の指定について審査を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会
2 開催年月日	平成27年12月15日
3 委員	会長 駒田 美弘 委員 青木 重孝 他6名
4 諮問事項	三重県地域医療構想の策定について
5 調査審議結果	地域医療構想の策定状況について説明を実施し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 こども相談支援部会
2 開催年月日	平成27年12月17日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 清水 将之 他4名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	1 一時保護措置の延長、児童福祉法第28条に基づく児童養護施設等への措置等の審議を行った。(2件) 2 今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。(1件) 3 児童福祉法第33の15に基づく被措置児童虐待に関する対応状況等の報告を行った。(1件)
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 里親審査部会
2 開催年月日	平成27年12月17日
3 委員	部会長 鍵山 雅夫 委員 宮本 佳宥 他3名
4 諮問事項	養育里親等新規申込者の審査について
5 調査審議結果	申込者13件のうち12件については承認、1件については不承認とされた。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県がん対策推進協議会 がん登録事業運営部会
2 開催年月日	平成27年12月18日
3 委員	部会長 白石 泰三 委員 中村 康一 他6名
4 諮問事項	1 がん登録推進法に基づく審議会の設置について 2 全国がん登録事業の委託について 3 全国がん登録について
5 調査審議結果	1 がん登録推進法に基づく審議会の設置について意見交換を行い、承認された。 2 全国がん登録事業の委託について意見交換を行い、承認された。 3 全国がん登録について報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会 病床整備等検討部会
2 開催年月日	平成27年12月22日
3 委員	部会長 駒田 美弘 委員 青木 重孝 他4名
4 諮問事項	周産期病床の特例の取扱いについて
5 調査審議結果	周産期病床の増床について、厚生労働大臣に対して承認申請を行うことを決定した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公衆衛生審議会 歯科保健推進部会
2 開催年月日	平成28年1月21日
3 委員	部会長 羽根 司人 委員 伊藤 彰則 他11名
4 諮問事項	1 平成27年度歯科保健事業実績について (三重県口腔保健支援センター実績含む) 2 平成28年度歯科保健事業(案)について
5 調査審議結果	1 平成27年度歯科保健事業実績について意見交換を行った。 2 平成28年度歯科保健事業(案)について意見交換を行い、承認された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県立一志病院のあり方に関する検討会
2 開催年月日	平成28年1月22日
3 委員	会長 竹田 寛 委員 上野 利通 他10名
4 諮問事項	一志病院のあり方について
5 調査審議結果	これまでの検討会委員の意見をふまえて作成した報告書「三重県立一志病院のあり方について(案)」を中心に意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会
2 開催年月日	平成28年1月27日
3 委員	委員長 井村 正勝 委員 渥美 秀人 他18名
4 諮問事項	1 「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」(仮称)最終案について 2 障害者差別解消法に基づく県の取組について
5 調査審議結果	上記について説明を行ったうえで、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福審議会 児童福祉専門分科会
2 開催年月日	平成28年1月29日
3 委員	会長 藤原 正範 委員 佐藤 ゆかり 他14名
4 諮問事項	1. 里親審査部会の審議内容の報告について 2. 保育所の認可について 3. 三重県家庭的養護推進計画の進捗状況について 4. 三重県ひとり親家庭等自立促進計画の進捗状況について 5. 三重県子どもの貧困対策計画(仮称)最終案(案)について
5 調査審議結果	1. 里親審査部会の審議内容について報告した。 2. 保育所の設置認可について、その審査状況を報告し、意見交換を行った。 3. 三重県家庭的養護推進計画の進捗状況について、今年度の取組状況を報告し、意見交換を行った。 4. 三重県ひとり親家庭等自立促進計画の進捗状況について、今年度の取組状況を報告し、意見交換を行った。 5. 三重県子どもの貧困対策計画(仮称)最終案(案)について、策定状況を報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会 健やか親子推進部会
2 開催年月日	平成28年2月4日
3 委員	部会長 二井 栄 委員 野村 豊樹 他12名
4 諮問事項	1 「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）」の指標の変更について 2 「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）」の進捗状況について 3 「三重県保健医療（第5次改定）」（小児救急を含む小児医療対策）の進捗状況について
5 調査審議結果	上記事項について説明を行うとともに、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公衆衛生審議会 介護予防市町支援部会
2 開催年月日	平成28年2月8日
3 委員	部会長 馬岡 晋 委員 岡本 良子 他10名
4 諮問事項	新しい総合事業への移行に向けての三重県の取組状況について
5 調査審議結果	平成27年度の市町の状況および県の市町支援の取組を報告するとともに、平成28年度の県の市町支援の取組を説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県在宅医療推進懇話会
2 開催年月日	平成28年2月9日
3 委員	座長 志田 幸雄 委員 中村 康一 他12名
4 諮問事項	(1) 平成27年度在宅医療対策の進捗状況について (2) 在宅医療体制の枠組み（フレームワーク）について (3) 今後の進め方について
5 調査審議結果	上記事項について説明を行うとともに、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	鈴亀地域医療構想調整会議
2 開催年月日	平成28年2月12日
3 委員	議長 西城 英郎 委員 落合 仁 他10名
4 諮問事項	鈴亀地域の地域医療構想の策定について
5 調査審議結果	鈴亀地域の2025年にめざすべき医療提供体制の方向性等について議論を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	松阪地域医療構想調整会議
2 開催年月日	平成28年2月12日
3 委員	議長 野呂 純一 委員 石田 亘宏 他15名
4 諮問事項	松阪地域の地域医療構想の策定について
5 調査審議結果	松阪地域の2025年にめざすべき医療提供体制の方向性等について議論を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	津地域医療構想調整会議
2 開催年月日	平成28年2月15日
3 委員	議長 浦和 健人 委員 上野 利通 他12名
4 諮問事項	津地域の地域医療構想の策定について
5 調査審議結果	津地域の2025年にめざすべき医療提供体制の方向性等について議論を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県障害者自立支援協議会
2 開催年月日	平成28年2月16日
3 委員	会 長 長友 薫輝 委 員 吉村 賀世子 他18名
4 諮問事項	1 相談支援体制の構築と計画相談の推進について 2 障害者差別解消法への対応状況について 3 障害福祉計画の推進について
5 調査審議結果	上記について説明を行ったうえで、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 身体障害者福祉専門分科会 審査部会
2 開催年月日	平成28年2月16日
3 委員	部会長 杉村 芳樹 委 員 長谷川 正裕 他7名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	7名の医師の指定について審査を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	伊賀地域医療構想調整会議
2 開催年月日	平成28年2月16日
3 委員	議 長 水谷 敬一 委 員 矢倉 政則 他12名
4 諮問事項	伊賀地域の地域医療構想の策定について
5 調査審議結果	伊賀区域の2025年にめざすべき医療提供体制の方向性等について議論を行った。
6 備考	